

# 人権かながわ

横浜弁護士会人権擁護委員会

# 2008



入港する原子力空母 ジョージ・ワシントン

## 目次

## contents

- 巻頭言「二つのシンポから」 横浜弁護士会会長 武井共夫…2
- **特別企画** 基地シンポ2008in神奈川  
「いま基地の街では ～岐路に立つ住民の安全と地方自治～」…… 3  
2008年6月28日実施のシンポジウムから（主催：横浜弁護士会）  
（共催：日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、沖縄弁護士会、広島弁護士会、山口県弁護士会）
- 2008年人権擁護委員会の活動 委員長 佐藤昌樹…34

## 巻頭言

### 2つのシンポから

横浜弁護士会会長  
武井 共夫



今年行われた人権に関する2つのシンポジウムに注目したい。

6月28日に当横浜弁護士会は、基地シンポ2008in 神奈川「今基地の街では～岐路に立つ住民の安全と地方自治～」を主催した。

神奈川県は、厚木・横須賀をはじめ、県内に多くの基地を抱え、住民の被害が多く発生しており、私が会長就任時に初めて出した会長談話は、4月7日の「米海軍水兵の殺人容疑逮捕に関する緊急会長談話」であり、各地で報道されたし、当会は、人権擁護委員会基地問題調査研究部会を中心に早くから基地の問題に取り組んできた歴史と伝統がある。その横浜に全国各地で基地問題に取り組んでいる多くの弁護士や基地を抱える岩国市の前市長らを迎えてシンポジウムを開催し、成功させることができたことを、私は、大変嬉しく、かつ誇りに思っている。

今後の当会の基地問題への取組に新たな活力を与える源ともなったものと確信する。

人権問題の中で、私が今個人的に最も関心を持っているのは、格差と貧困の問題である。長く消費者問題に携わってきた私は、多重債務の問題の背景ないし結果として格差と貧困の問題が根強くあることを痛感していた。それだけに、10月2日に富山で開

催された日本弁護士連合会の人権擁護大会のシンポジウム「労働と貧困 拡大するワーキングプアー人間らしく働き生活する権利の確立を目指して」には、私たち弁護士や弁護士会が何をすべきかを考えようと思い、期待を持って参加した。そして、シンポでは、ワーキングプアーといわれる人たちの生の声が次々と紹介され、それらを聞いているだけで、その切実さと問題の深刻さを実感できた。

翌3日の大会では、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を求める決議」を全会一致で上げた。特にその「第8 弁護士及び弁護士会の今後のワーキングプアー問題への取組み」は、「すべての人の人間らしく働き生活する権利を確立することは、人権擁護をその使命とする弁護士に課せられた責務である。しかし、ワーキングプアーの問題は、従前から、女性労働者、特に母子家庭に典型的に現れていたにもかかわらず、これまで弁護士及び弁護士会の取組みは不十分であったといわざるを得ない。」と自戒を込めて決議したが、まさに当横浜弁護士会にも当てはまる内容である。

当会でも、関連委員会を中心に取組みを行っていきたいと思いつつ、富山からの帰路についた。



(写真①)

# 基地シンポ2008in神奈川 いま基地の街では ～岐路に立つ住民の安全と地方自治～

プログラム(目次)

はじめに .....	4
第1部 神奈川からの報告と問題提起 .....	5
〈現場報告①〉厚木基地航空機爆音訴訟 金子豊貴男氏	
〈現場報告②〉山崎事件から基地問題を考える 高橋宏弁護士・山崎正則氏	
〈現場報告③〉自衛艦「たちかぜ」いじめ自殺事件 神原元弁護士・遺族	
【講演】呉東正彦氏(弁護士)	
「危険な原子力空母の横須賀配備計画に対する住民運動と訴訟」	
第2部 岩国・沖縄の状況—経過と課題 .....	12
【講演】井原勝介氏(元岩国市長)	
「米軍再編をめぐる岩国の戦い—民主主義と地方自治の観点から」	
〈現場報告④〉岩国基地をめぐる訴訟について 足立修一弁護士	
〈現場報告⑤〉沖縄の米軍関係事件と地位協定 新垣勉弁護士	
第3部 米軍再編—憲法及び地方自治からの検証 .....	20
【講演】前田哲男氏(軍事ジャーナリスト)	
「米軍再編で日本の軍事状況はどうか」	
【講演】伊藤 真氏(伊藤塾塾長、法学館憲法研究所所長)	
「国の基地政策と憲法及び地方自治の本旨」	
第4部 住民の安全と地方自治のゆくえ—私たちは何をなすべきか .....	30
【4氏からの提言】	
まとめ .....	33

2008年6月28日  
於：関内ホール  
参加者：約600名余

はじめに

**福田 護 弁護士**

横浜弁護士会人権擁護委員会  
憲法改正問題検討部会部会長



このシンポジウムは、2008年6月28日、横浜弁護士会が主催し、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、沖縄弁護士会、広島弁護士会、山口県弁護士会が共催して開催されました。東京弁護士会が、基地関係弁護士会に呼びかけて継続してきた基地問題意見交換会の活動の一環であり、また、10月2日富山県で開催された日弁連人権擁護大会第一分科会「憲法改正問題と人権・平和のゆくえ」のプレシンポジウムとしても位置づけ、原子力空母の横須賀配備その他、米軍再編のるつぼの中にある神奈川の地だと、企画されたものです。

神奈川では、原子力空母ジョージ・ワシントンの配備、キャンプ座間への米陸軍第一軍団前方司令部の移駐に関して地方自治体と住民の意思・選択が問われ、再編交付金の支給が問題になるなどのほか、近年、米兵による重大事件や不祥事が頻発してきました。自衛隊の再編強化とその被害の問題を含め、基地被害をめぐる多くの訴訟が、今ほど並行して係属していたことはないと思われます。

横須賀の空母は、空母艦載機の厚木基地での騒音被害をもたらし、その艦載機を今度は岩国に多数移駐させようとの再編計画によって連動問題となった岩国では、艦載機の移駐の賛否が、国の補助金停止というアメとムチの政策に翻弄されつつ、住民投票と市長選をとおして先鋭に問われてきました。またいうまでもなく、沖縄はこれらの米軍再編の中心であるとともに、事件事故を含めて、米軍基地に伴うあらゆる問題が集中しています。

このような状況の下で、シンポジウムでは、第1部・第2部において、各現地や事件の最新の動向を報告していただくことにしました。とくに、横須賀の原子力空母母港化をめぐる住民投票条例制定運動と浚渫工事についての市長の権限行使の問題、岩国での井原元市長を中心とする自治体の反対に対する国の強行政策は、基地をめぐる地方自治のあり方と問題点をこの上なく先鋭に示しています。これを受けて、第3部・第4部において、前田哲男氏に現在の軍事状況を概説していただいた後、伊藤真氏から憲法における地方自治の本旨と、基地をめぐる住民の安全と地方自治の役割を解明していただくことにより、現在直面している核心的問題が改めて位置付けを与えられ、今後への指針が語られることとなります。

## 第1部 神奈川からの報告と問題提起



現場報告①

### 厚木基地航空機爆音訴訟

金子豊貴男

厚木基地爆音防止期成同盟副委員長  
厚木爆音第四次訴訟原告団副団長

#### 1 厚木基地とは

厚木基地は、神奈川県の中核部、住宅の密集する大和市、綾瀬市、一部海老名市にまたがる、507万㎡に及ぶ航空基地です。戦後米軍によって接収され、1950年から米海軍航空基地とされ、1971年以降海上自衛隊も共同使用しています。

#### 2 厚木基地の騒音被害

1960年代に入ると、米軍機のジェット化の進展に伴い、滑走路等が整備され、住民が騒音の被害にたいへん悩まされるようになりました。

さらに、1973年に横須賀に米軍の航空母艦が配備されると、その航空母艦に積んでいる飛行機、艦載機の基地として使用されるようになり、騒音被害が増大したのです。艦載機のパイロットは空母の甲板で正確に離発着する技術を必要とし、その訓練のために、厚木基地の滑走路を甲板に見立てて離発着を繰り返す訓練飛行が頻繁になされるようになったのです。とくに夜間の暗い中でも正確な離発着ができるようにするための訓練をNLP（ナイト・ランディング・プラクティス）といいます。この騒音が周辺住民に及ぼす影響はたいへんなものであり、政府も1993年になって硫黄島にNLP訓練施設をつくって米軍に提供しましたが、厚木基地でのNLPが全てなくなったわけではなく、また、昼間の時間帯の訓練は依然として行われていて、騒音被害の解消にはほど遠い現状です。

周辺地域の航空機騒音のうるささの程度はWECPNL（W値と略称）という単位で表されており、国は、住宅防音工事などの騒音被害対策のエリアとして、「75W値」「80W値」という基準で線を引いています。75W値以上の地域は、国自身が騒音の障害が強いので対策を必要とする区域として指定しているのですが、現在、厚木基地周辺の騒音はこの水準をはるかに超え、基地周辺は95W値という数字にまで達しています。国の騒音被害対策でも、95W値の

地域は人が住める環境ではないとして、緑地化地域に指定されています。厚木基地の騒音の程度は、それほどひどいのです。

#### 3 裁判闘争と国の対応

私たちは、この爆音をなくすため、さまざまな活動をしてきました。最初は法務省の人権擁護局に人権侵犯の申立をしたり、陳情をしたりするところから始まりました。ときには、飛行コース直下でタイヤを燃やすなどの抗議行動を行ったこともありました。

しかし、騒音状況は改善しません。そこで1976年、最初は92名の原告で第一次訴訟を提訴しました。以後、だんだんに規模を拡大し、これまでに、二次訴訟、三次訴訟と闘ってきて、昨年12月に第四次訴訟を提訴しました。第四次訴訟の原告数は、7054名に達し、過去最大の航空機騒音訴訟となりました。

過去の三次にわたる訴訟で、いずれも「厚木基地の爆音は違法状態にある」との判決がなされ、すべてその判断が確定しました。ところが、政府はその違法状態を解消できない、あるいは解消しようせず、違法な爆音は現在も継続しています。私たちは、第四次訴訟を通じて、その違法状態の根本的な解消を求めています。

#### 4 基地の撤廃を求めて

そこで生じたのが、騒音被害の発生源である飛行機の一部を岩国へ移転するとの案です。しかし、仮に一部を移転しても、訓練空域が厚木に近いことや航空機の整備機能などから考えると、厚木基地がなくなれば、騒音被害は続いていくのではないかと私たちは見えています。それに、私たちは、厚木基地周辺の市民の被害を岩国の市民に押し付けることはできません。

基地問題は、米軍機による騒音被害に留まりません。墜落の恐怖のみならず、米軍人などが起こす事件・事故など、さまざまな問題があるのです。私たちは、これからも、「基地はノーである」「基地被害はノーである」と、強く訴えていきます。



現場報告 2

## 山崎事件から基地問題を考える

高橋 宏 弁護士 横浜弁護士会  
山崎 正則 氏 山崎訴訟原告

### 1 高橋宏氏

#### (1) 山崎訴訟とは

本件事件は、2006年1月3日午前6時30分頃に発生しました。在日米海軍兵士であるリース・ジュニア・ウィリアム・オリバーが朝まで飲酒した上で、横須賀基地の近くを通勤のために通りかかった佐藤好重さんに対して道を尋ねるふりをして近づき、激しい暴行を加えてバッグから現金1万5000円を奪って殺害したというものです。

その暴行態様は、刑事事件の判決で「執拗で残忍極まりなく、冷酷非道と言うべきである」と指摘されるほど酷いものでした。

#### (2) 殺人マシンを作り出した米軍や国の責任

米軍や国は、発生日時が午前6時30分という勤務時間外であったことから、公務外の犯罪であり個人の問題であるとしています。

しかし、果たして個人の問題といえるのでしょうか。

加害者であるリースは、被害者に対して、10分間にわたって素手で絶命するまで暴行を加えた後、何事もなかったかのように現場近くのコンビニに行って手と靴に着いた血を洗い落として、サンドイッチと水を購入し、その足で通常勤務に就いているのです。

普通は興奮して取り乱すでしょうが、リースにとっては通常の出来事の一環でしかなかったということです。

それはどうしてでしょうか。

『戦争における「人殺し」の心理』というデーヴ・グロスマンの著書によると、「本来人間は同類である人を殺すことができない存在なので、軍隊で命令に従ってためらいなく人を殺すことができるように、心理学等を導入して訓練をしている。それにより、第二次大戦の時には、兵士の約15%しか発砲命令に従えなかったものが、ベトナム戦争の時には95%の兵士がためらいなく殺戮に及ぶことができるようになった」と報告しています。

つまり、人の心を訓練によって改造し「殺人マシン」に仕立て上げられたのが兵士なのであり、米兵犯罪はこのような軍隊の本質から発生しているのです。

ためらわずに殺戮するように改造された米兵が、ストレスをためて早朝まで深酒した結果、自己をコントロールできずに起こしたのが今回の事件なのであり、国は、そのような危険性を持った軍隊を置いているのです。その結果起きた犯罪なのですから到底個人の問題ではありません。

#### (3) 本質を隠そうとする「良き隣人政策」

もう一つ重要なポイントがあります。それは、軍隊を受け入れるという極めて危ない状態を作り出しながら、国や米国はその危険性を隠し、むしろ、「良き隣人政策」の中で親しみやすく、優しい米兵をアピールしている点です。

そのような政策の結果、米兵に対して無防備になった国民が犯罪に巻き込まれた良い例が沖縄の少女暴行事件です。この事件が起きたときには、「それは付いていく少女の方が悪いんだ」という無責任な声も出ました。

佐藤好重さんの場合も全く同じでした。道を聞かれて親切に対応したのは、佐藤さん自身が米兵に対して何の抵抗感もなく、むしろ親しみを持っていたからです。

国の政策の結果、こういう犯罪が行われているという本質をきちんと直視していかなくはなりません。

山崎裁判では、国の責任を明らかにして、国に責任があることを前提とした犯罪防止政策をとってもらうと考えています。私の報告は以上です。

### 2 山崎正則氏

原告の山崎です。「米軍は、日本国民を守ってくれる」と信じていたので、妻は米兵が道を聞いてきても教えました。

しかし、そうではないことが分かっていたら私は

妻に「逃げろ」と言いたかったです。

事件の後、防衛省の人が来ましたが、私に対して謝罪などなく、それどころか、このような事件はいっぱいある、すぐに示談書を書け、という感じでした。私は納得ができずに弁護士の方に相談したのです。

米兵は空母に乗ってやってきます。どんな兵隊が分かりません。それを、基地の外に出しておいて「日本政府にも米軍にも責任はない」というのはおかしいと思います。

私が裁判を起こすのをいけないことのように言う人もいます。しかし、私は、自分で悪いことをしているとは思ってません。だから私は取材の時には「私がやっていることは悪いことですか、いけないことですか。」と聞くようにしています。

日本には平和憲法があります。妻も私もそれに守られて良いはずです。平和な日本の国内で、外国の軍人に殴り殺されることはあってはならないことです。

米兵の事件が起きる度に、米軍は綱紀肅正や外出禁止をやりますが、未だに同じことがくり返され被害者は泣き寝入りをするしかありません。

基地がなくならない限り犯罪は減らないと思いま

す。私は、基地をなくして本当に平和な暮らしをしたいだけなのです。そのために私は頑張りたいと思います。ありがとうございました。

## 山崎訴訟の進行状況

9月10日に更新弁論があり、意見陳述が行われました。これまでに、原告本人尋問、横須賀刑務所内で被告リース（無期懲役判決により服役中）の本人尋問を行いました。

米兵犯罪が起きるたびに、横須賀市は米軍や国への抗議や申入れを再三行い、他方米軍も横須賀市に対して米兵犯罪の原因や犯罪防止策を説明してきました。

それにも関わらず、米兵犯罪はくり返されています。

米兵犯罪に対する横須賀市からの抗議・申入れとこれに対する米軍の対応の詳細を明らかにすることは、米兵犯罪の蓋然性及びこれに対する米軍の予測可能性を明らかにすることにつながるものとして、弁護団は横須賀市の基地対策課課長の人証申請を行っています。

## 現場報告③

# 自衛艦「たちかぜ」いじめ自殺事件

神原 元 弁護士 横浜弁護士会・遺族

## 1 事案の概要

平成16年10月、横須賀の護衛艦「たちかぜ」所属の21歳の自衛官が自殺しました。

この自衛官の残したノートに上官のいじめを告発する遺書が記されていたことから、被害者が自衛隊内で恒常的ないじめを受けていたことが明らかになりました。

遺族は、平成18年に国と上官の責任を追及する訴訟を提起しましたが、国は当初、事件の調査報告書等の書面を防衛機密を理由として開示を拒んでいました。

原告はいじめの実態を明らかにするために、情報公開請求等の手続をとりましたが、国の対応はほとんど開示しないか、大部分黒塗りされた文書を開示するだけでした。

そこで、原告は文書提出命令の申立をしてこれらの書面の開示を求め、約1年の審理の末に文書提出命令は認められ、これにより、たちかぜ内での事情聴取書面が開示され、自衛隊内でのいじめの実態が明らかになったのです。

今後、裁判手続は証人尋問等の山場を迎えることとなります。

## 2 神原元弁護士

「国際貢献」という華々しい報道の陰で、今、自衛官の自殺が非常に増えています。

2004年には94名、2005年と2006年には101名、インド洋やイラクに派遣されて死亡した自衛官35名のうち、実に16名が自殺によるものです。そして、海外業務による過酷なストレスとともに、自衛隊内での陰湿ないじめが、自殺の原因になっていることを見

過ごせません。

本件でも、被害者の上官は自分の部下に対して、エアガンを発射する、殴る、蹴るなどの暴行を加えたという事実で、刑事事件で有罪判決を受けています。

### 3 被害者の母（たちかぜ訴訟原告）

はじめまして。「たちかぜ」いじめ自殺事件の原告である母親です。

息子は、自殺する直前まで、死ぬことを怖いと恐怖を感じながら、自らの命を絶ちました。その無念をどうしても伝えたく、宇都宮から来ました。

主人の父とずっと同居していましたが、孫を失ったショックのためか、父はその後認知症となりました。主人に勧められ、息子が自衛隊に入ることを報告したときに、父が主人に向かい、「おまえ、うちに男の子は一人だけなんだぞ」と言って、反対したことが今思い出されます。父にとって、自衛隊は、昔の軍隊と同じ感覚だったのでしょう。

しかし、私は、いまどき、戦時中でもないのだから、民主主義の世の中でそんな心配はないのではな

いかと思いました。

自衛隊の現実を何も知らなかった自分と、よく調べもせず息子を入隊させてしまった後悔の念でいっぱいです。弁護団の先生と、支援の会の人たちに支えられながらここまで来ました。国会議員の先生方にも、たくさんの質問主意書を提出してもらいました。しかし、その答弁書からは、まったく誠意は見られません。全てを隠蔽しようとしています。

昔、息子と一緒にテレビを見ていたときに、自衛隊の救助活動の様子が流れていました。その画面を見ながら息子は、「人を助けられたら格好いいね」と言っていました。恥ずかしがり屋で、あまり自分の気持ちを表現することのない息子が、珍しいなと思いました。

そんな純粋な気持ちで入った自衛隊の現実は、いじめにまみれた、汚れた現実でした。今もたくさんの尊い命が奪われていきます。息子が、命を懸けて訴えたかったことをご理解いただきたく思います。



講演

## 「危険な原子力空母の横須賀配備 計画に対する住民運動と訴訟」

呉 東 正 彦 弁護士 横浜弁護士会所属

### 1 原子力空母の危険性

いよいよ米海軍は、横須賀基地に原子力空母ジョージ・ワシントン配備しようとしています。この問題は私たち神奈川県に住む人間にとって、これから何十年間、本当に大変な影響を被る重大な問題です。

そのジョージ・ワシントンが、横須賀に向かっている途中の5月22日に火災事故を起こしました。この火災事故は、非常に深刻であったことがわかってきました。空母で3,800ある区画のうち、80区画が火災の被害を受けています。そして、12時間も火災を消すことができず、何十人かの水兵が手当てを受けています。

この火災事故は、原子力空母が本当に危険であることを示しています。原子力空母の中に原子炉があり、さらに弾薬庫があり、燃料タンクがあります。もし、火災が起こって、これらの危険なものに引火

していたら、原子炉も決して無傷ではありません。

同時に、今、私たちが一番心配しているのは地震です。三浦半島でも、活断層を震源とする地震が、近いうちに起こるだろうと言われています。もし、横須賀で地震が起きたときに、原子力空母が入港中であつたら、そこに二つの危険が想定されます。

### 2 原子力事故の脅威

一つは、原子力空母は、原子炉を止めたあとも崩壊熱が発生していますがそれを外部からの電力で冷やしています。もし、地震の影響により、外部からの電力や水の供給がストップしたら、原子炉はメルトダウンを起こしてしまいます。

もう一つは、原子力空母は、最終的に海水を取り入れて原子炉を冷やしています。もし地震で津波が起きると、津波が起きる前には海水が引いてしまいます。あるいは、陸地が大幅に隆起をします。このことにより、海水を取入れられなくなつたら、原子

炉はメルトダウンを起こします。そういう危険性があるにもかかわらず、全く安全性がチェックされていません。私たちにとって、それは本当に大きな脅威です。

資料の地図を見てください。もし、原子力空母が横須賀にいて原子炉事故を起こした時、その被害が予測されています。その日の気象条件次第ですが風下一帯に死の灰が降り注ぐことになり、8キロ以内ではほとんど、13キロで半分、26キロでは一部の人々が死にます。さらに、首都圏一帯の人々が健康被害を受けるほど被曝します。3千万人が住んでいる首都圏で原子炉の事故が起こったときには、とてつもない被害が及ぶこととなります。専門家は100万以上の人が亡くなる。数十兆円の経済的な被害が出ると言っています。

このように危険なものを、東京湾の入口に置いていいのかが正に問われています。これが原発であれば、日本政府がきちんと法的にチェックし、情報公開を求め、トラブルがあれば運転を止めることもできます。しかし米海軍は、原子炉について日本政府に全く情報を提供しませんし、チェックもさせません。それでいいかと米国に言われて、いいですと日本政府は受入れています。全くのブラックボックス状態で、事故やトラブルが起こっても、全く情報提供がされません。この二重の意味で危険な原子炉が、首都圏に配備されようとしています。このようなことが米国の要求だから通るのは全くおかしいことです。

### 3 横須賀市長の権限と母港化容認

原子力空母が一旦来てしまえば、母港として起こる米兵犯罪の問題、航空機の騒音の問題、家族住宅の問題が神奈川で永続化することになるし、岩国その他にも広がることとなります。さらに空母は攻撃兵器なので、神奈川が戦争の出撃基地になり、それがさらに何十年も続くこととなります。これで本当にいいのかが、正に問われなくてはなりません。

私たちは10年前から原子力空母の母港の問題が必ず起こることを予測して、これまで活動をやってきました。そこでポイントとなるのは、原子力空母が横須賀を母港にするためには、港をあと2m深くする浚渫工事をしなければならず、横須賀市長がこれを許可する権限を持っていて、市長がノーと言えば、原子力空母の母港はできないという点です。だから私たちは横須賀市長に反対させるために、この10年間運動をやってきました。一旦は、横須賀市長も反対に回りました。しかし残念ながら、2006年6月

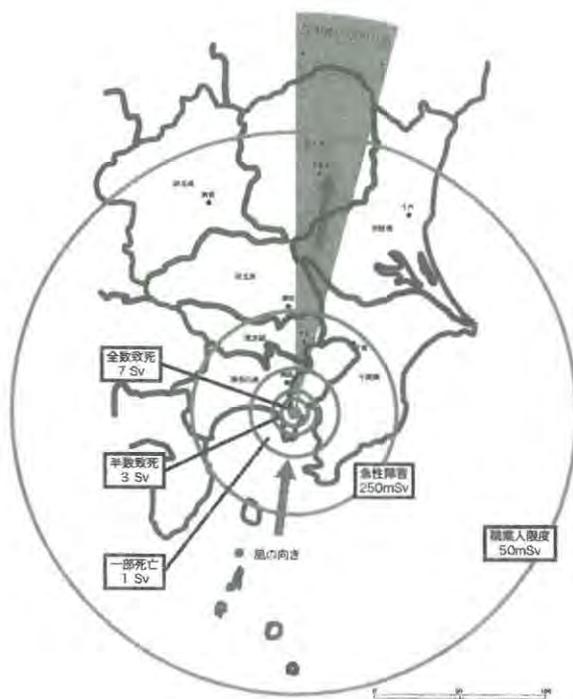
に、蒲谷亮一横須賀市長は、さまざまな圧力によって、容認する方向に転じてしまいました。

### 4 住民投票運動の広がり

でも、私たち横須賀市民は、あきらめませんでした。もう一度市民の声で、横須賀市長を反対に持っていくために、原子力空母の配備の是非について住民投票を求め、その多数派に従ったことを市長にやらしてもらおうということで、「住民投票を成功させる会」を、一昨年作りました。この「住民投票を成功させる会」は、市民の悔しい気持ちから出発して、様々な団体に属する立場の人が、それを越えて住民投票を求めていくこと一点にまとまって、会を作りました。そして地方自治法上、署名活動は1カ月間という限られた期間ですが、その1カ月の署名のために2千人を超える受任者（市民の署名の集め手）を集めました。私たちが予想した以上の市民の反応がありました。

今までは、私たちの運動はマイナーでした。しかし、2千人が横須賀市内全体で動き始めると、運動がメジャーなものになります。2千人が持っているネットワークのあちこちから、「住民投票をやらうじゃないか」、「原子力空母の問題をみんなで決めよ

放射能の広がりや被曝の影響範囲  
(遠距離、風速4.0[m/s]、南南西の風)



(「原子力資料情報室」提供)

う」という声広がっていきます。そういう中で、町の雰囲気が変わって様々なネットワークが機能し、4万を超える署名が集まりました。

私たちは、この署名を横須賀市長に、そして横須賀市議会に出して求めましたが、残念ながら昨年2月の市議会で蒲谷市長は、「住民投票は、原子力空母の問題にはなじまない」と反対意見を出して、市議会も反対多数で、否決されました。

## 5 二つの裁判

それを受けて、国から市へ浚渫工事の許可を求める協議が、昨年4月にいよいよ始まりました。しかし、私たちはあきらめませんでした。もう一つの手段である、裁判に訴えました。私たちは、今二つの裁判を起しています。一つは、横須賀市に対する、市が出した許可（協議応諾処分）は出してはならない、取り消さなければならないという行政訴訟です。もう一つは、国に対する、この浚渫工事によって原子力空母が入港したら、市民に何百万人もの死者が出る。あなたも死ぬ可能性がある。だから、あなたも原告になることができ、差し止めを求めることができるという理由で、浚渫の差し止めを求める民事訴訟です。特に、この差止の民事訴訟は、関東一円に訴えて、約千人が原告になってくれました。

この裁判中で私たちは、二つのことを訴えてきました。一つは、浚渫工事自体が大変な被害を与えません。諫早湾の漁業被害の件で差止判決が出ましたが、

同じように横須賀港で浚渫が行われたら、周りに大変な漁業被害が及びます。現実に背骨が曲がった魚が釣れています。浚渫によって、このような海の汚染が広がっていいのかが、一つの争点です。

しかしそれだけではなく、浚渫工事を止める理由として、浚渫工事により入港する原子力空母による被害が問われなくてはならないことを訴えてきました。これは、まさに道路と車の関係と同じです。高速道路の工事をストップする理由としては、そこを通る車による被害が問われなくてはならないのと同じように、浚渫工事では、その水路をとる原子力空母の被害が問われなくてはならないことを訴えてきました。そして、前に述べた原子力空母の危険性、特に地震の際の原子炉事故の著しい危険性を訴えてきました。

今年の2月に行政訴訟、5月に差し止めの民事訴訟の1審の判決が出ましたが、残念ながら敗訴でした。しかし、その中で裁判所が言った唯一評価できることは、浚渫工事を止めるための理由としては、原子力空母の被害も当たるといことです。このことは、これからの運動に大きくつながっていく視点だと思います。

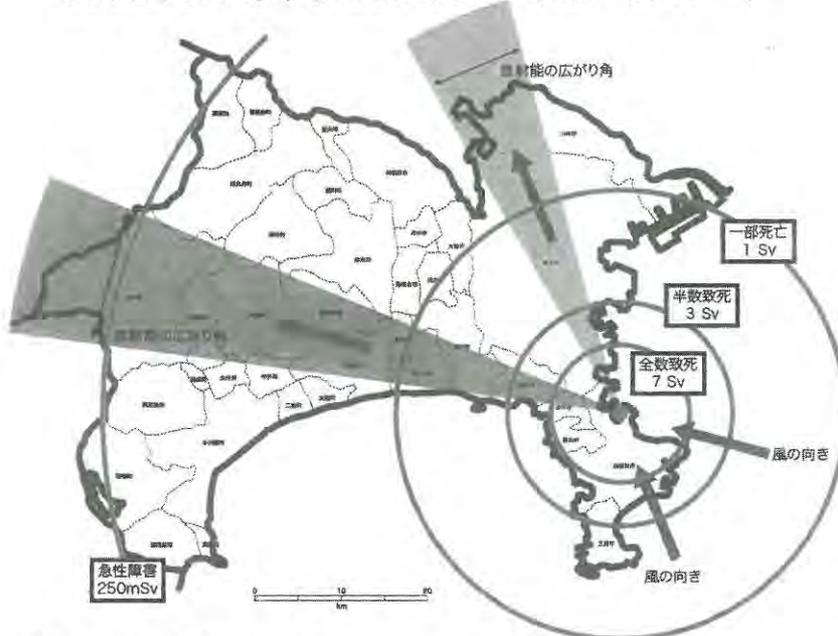
## 6 再度の住民投票

一方いよいよ、原子力空母配備が迫ってくると、私たち横須賀市民の中に、「このまま原子力空母の母港を迎えて本当にいいの？」という声がつつと

わいてきました。この間、横須賀市の原子炉の安全対策に対する姿勢も後退し、国も市もチェックをしようとしなくなっています。米軍は「安全だ」と言い、日本政府は「米軍が安全だと言うから、原子力空母は安全だ」と言い、横須賀市は「国が安全だと言っているから、安全だ」と言います。

しかし裁判の中で、原子力空母の安全性をどう国はチェックをしたのかを、釈明したところ、「それは米海軍が安全だと言っているから」と、国が独自にチェックした資料は、米海軍が作ったファクトシートという文書以外にはな

放射能の広がりや被曝の影響範囲  
(近距離、風速4.0[m/s]、南南東の風および東南東の風のケース)



(「原子力資料情報室」提供)

いことが明らかになりました。こんなに無責任なことがあっていいのでしょうか。

このような中で「もう一度住民投票で、原子力空母の配備の是非、そして安全性の是非を求めよう」という声が市民の中に起こりました。それで、私たちは今年の3月から4月にかけて、もう一度署名活動にチャレンジしました。今回は、4千人を超える市民が受任者となって、市内各地で汗水を流して、一生懸命署名を集めました。その中で、「市民はやはり原子力空母が不安だ」という声が広がってきました。そして、今回は前回より1万人多い、5万人を超える署名が集まりました。

しかし残念ながら、蒲谷市長はまた同じように、「原子力空母の問題は住民投票になじまない」と反対意見を出し、市議会の議員の多数も残念ながらそれに従って、否決されてしまいました。しかし、市議会はただ否決しただけではなく、「原子力空母の問題に市民が不安を持っているのは当然のことであり、5万を超える署名の重みを真摯に受け止め、国に対しては原子力空母の安全強化を強く求める」という意見書を出しました。そして、意見書が出されたわずか1週間後に、冒頭に述べた空母の火災事故が起きました。そして6月に行われた市民アンケートでは、7割の回答者が、原子力空母に不安、反対と回答しているのです。

【以下、本シンポジウム後の動きについて、呉東氏に加筆していただきました】

## 1 反対運動のさらなる広がり

このような状況を受けて、私達は原子力空母の配備を食い止める為、次のような取組みをしました。

一つ目は、7月13日、7月19日に、各1万人以上の参加した大変熱気のコもった原子力空母配備反対全国集会が、横須賀のヴェルニー公園で行われ、原子力空母反対のメッセージが、全国そして全世界に発信されました。

二つ目は、火災事故の真相究明と、それについての米海軍への説明会開催要求です。なぜこういう事故が起きたのか、危険な原子力空母が本当に来ているのか、安全が確認されているのかを問うために、7月26日に火災問題の真相究明のシンポジウムを開きました。さらに8月になって、横須賀に寄港していた原潜ヒューストンで、放射能を含む冷却水が2年間漏れていたのに、米海軍もそれに気づかずに原子炉が運転されていたことが明らかになりました。

私達はこれを受けて、火災事故と原潜の放射能漏れにつき、情報公開と、市民への説明会の開催を求める公開質問書を、米海軍長官や、在日米海軍司令官に送りました。しかし、在日米海軍司令官からの回答は、説明会は日本政府に求められたい、という、全く不当な拒絶回答でした。また、10月はじめに、ジョージ・ワシントンの火災事故調査報告書の一部が公開されましたが、低レベルの人為的ミスのパレードが深刻な火災に繋がった状況が生々しく書かれています。

三つ目は、この原子力空母の危険性を広く市民に知らせるために、第2回の住民投票の活動を記録した『原子力空母の危険性パート3』というDVDビデオ、『東京湾の原子力空母』という単行本、『原子力空母はほんとうに安全か?』というパンフレット等を制作して、広く販売しています。

四つ目に、女性たちが中心となった市民的反対運動『いらない！原子力空母』が誕生し、8月と9月に、手作りの市民集会とパレードを成功させました。また入港前後の9月24日と25日には再び数千人規模の原子力空母入港抗議集会が開かれ、その他にも入港当日には、様々な反対の行動が市内各地で行われました。

また、二つの裁判も続けてきました。行政訴訟は10月に東京高裁でも却下されましたが、現在最高裁に上告申立中です。民事訴訟の方も、8月末に浚渫工事は完了しましたが、浚渫の埋戻しと航行不許可の請求を追加して、東京高裁で進められています。

## 2 ジョージ・ワシントン強行配備と今後

これら、市民のはば広い取り組み、不安反対の声を無視して、9月25日に原子力空母ジョージ・ワシントンは、米海軍横須賀基地に強行配備されました。

この9月25日の原子力空母配備、母港化は、米海軍にとっても、私達にとっても、単なる到着点では決してなく、深刻な横須賀の放射能基地化の始まり、そしてそれに対して市民の安全を守り、原子力空母の母港を撤回させるための運動の始まりとなるでしょう。その直後の10月16日の巨大原潜SSGNオハイオの初寄港に見られるように、今後原潜の頻繁な寄港と母港化の可能性が心配されますし、さらに米海軍は空母以外の水上艦も原子力化の動きを進めており、原子力強襲揚陸艦や原子力イージス艦が横須賀母港化を目指す可能性も否定できません。

さらに米海軍は、日本ではできないとしてきた空母の原子炉の修理を、メンテナンス名目で来年から

実施しようとしており、さらには陸上に放射能管理作業施設や放射性廃棄物貯蔵施設が建造されるおそれも大きいし、将来的に6号ドックを原子力空母用に改装して、ドック内の包括的な修理作業を行うおそれも否定できません。

しかしこの間、2回にわたる原子力空母配備の是非を問う住民投票を求める全市民的な署名運動の中で、原子力空母配備に不安を抱き、自分たちの将来は自分たちが決めたいと願う横須賀市民の声は確実に広がりつつあります。私達はこの声をバックに、これまで以上に、市民に原子力空母の危険性を訴え、この状況を変える要である横須賀市に対して、国の言うなりではなく、ものをいう積極的な安全対策、そして母港の撤回を求めていく運動を、はば広く展

開していくことを方針として、新たな取り組みを開始しました。これまで以上に、皆さんの力強いご支援をお願いしたいと思います。

呉東正彦（ごとう まさひこ）氏（弁護士）

1959年、横須賀市生まれ。86年弁護士登録。94年横須賀市で独立。97年呉東・小林法律事務所（現横須賀市民法律事務所）を開設。横須賀を中心とする基地問題・平和問題に精力的に取り組んできた。98年より「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」共同代表、06年より「原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会」共同代表、07年より「ストップ原子力空母母港裁判」弁護団事務局長を務める。

## 第2部 岩国・沖縄の状況—経過と課題



講演

### 米軍再編をめぐる岩国の戦 —民主主義と地方自治の観点から 井原勝介氏 前岩国市長

#### 1 岩国と米軍基地

私は、この春まで、岩国市長を勤めておりました。まず、岩国市の場所ですが、広島県と山口県の県境にあります。岩国のことは、関東方面ではあまり情報が出ていないなということは、岩国で活動していて痛切に感じていました。もっと情報発信をしていかなければいけません。沖縄のことは、非常に報道されますが、岩国のことは報道が少ないと思っていました。

岩国には、「錦帯橋」という木造の美しい五つのアーチ橋があり、世界遺産にしようと、一生懸命頑張っています。「原爆ドーム」、「宮島」、「錦帯橋」を世界遺産の3点セットで、売り出したいと思っています。ぜひ、来てください。

私が在任中に取り組んだ基地移転の問題ですが、私が何よりももっていたきたいのは、「なぜ岩国は、空母艦載機部隊の移転に反対したのか」という、その理由です。それは、一言で言えば、「国の理不尽なやり方にどうしても納得がいかない」、この一点に尽きます。今回の計画は、規模があまりにも大き

ざるので。飛行機の数に2倍にし、艦載機部隊という激しい訓練をすることで有名な部隊の約60機の飛行機を、厚木から岩国に持って来るという計画でした。

岩国には、海兵隊の航空機基地があるので、現在は約60機の飛行機がいますが、それを「一気に2倍にしよう」という話です。岩国市にとっては非常に過大な負担で、市民に犠牲を強いるものです。私は、理不尽極まりないと思いました。

そして、もっと理不尽なのは、それだけの負担を押し付けようとしているのに、政府はあまりにも一方的なやり方でそれを強行しようとしていました。私は、このやり方、手法がより重大な問題だと思っています。

岩国には、元々海兵隊の基地があります。戦時中に海軍の航空機基地ができましたが、戦後、米軍が駐留することになり、海兵隊の基地ができました。航空機の基地です。住民は、今でも騒音や事件、事故などに悩まされながら、生活をしています。以前は、住宅地に飛行機が墜落して死亡者が出るという

重大事故も起きています。そういう事件、事故がたくさん起きている状況でも、これまで岩国の市民は比較的協力的でした。国の政策にも理解を示し、基地の存在は一応認めて、負担を感じながらも協力していこうという考え方が多数派でした。

私が岩国市長になるにあたって、基地の存在と市民生活の安全などの守るべき権利の調整をするために、一つの考え方を決めていました。それは、これ以上の基地の拡大強化は、市民生活を守るために反対だということでした。ところが、現実に国から言われたのは、「航空機の数を一気に2倍にする」という話で、私が考えていた原則とはおよそ相容れないものだったのです。とても簡単にOKができる話ではないと、私も正直思いました。もちろん、市民の中からも大きな反発が起きました。平成17年10月に米軍再編の中間報告が提案されましたが、その少し前に議会も全会一致で反対決議をしていたのです。

国からの説明を受けて十分協議をした上で、とても受けられる話ではないので、反対という意思をしっかりと示して行こうと思っていました。

ところが、その後おかしなことが起こります。米軍再編の中間報告が平成17年の10月末に提示され、国との協議が始まってまもなく、その翌年に入ると、反対決議をしていた市議会の多くの人たちが、突然、基地機能強化に賛成、容認の立場を取り始めてしまいます。「反対しても、どうせ来るのだから、お金をもらったほうがいい」という変な議論です。こんなばかな議論はありません。「安全・安心を犠牲にして、お金をもらったほうがいい」という議論が、大っぴらに語られるようになりました。

後になってわかるのですが、市議会の反対決議も、結局一つのポーズでしかありませんでした。最初から、「これはうまくいけば、お金をたくさんもらえるぞ」という発想だったのです。その後、テレビで、ある議長経験者が、「基地は打ち出の小づち」と、堂々と言っていましたが、信じられない発言です。

結局、市議会はあっさり受け入れに転じてしまいました。私の考え方も、大多数の市民の意思とも、大きく乖離するようになったので、私は住民投票をして、市民の意思を確かめたいと、国にきっちりものを言っていく決断をしました。

## 2 住民投票条例制定

平成18年3月に、基地の問題について住民投票を実施しましたが、その実施の根拠となる住民投票条例は、平成16年3月に、私が作ったものです。横須

賀の場合もなかなか難しいようですが、何か具体的な問題が起こって住民投票条例を作ろうとしても、多くの場合、議会が反対して、否決してしまいます。岩国の場合、何も具体的な問題がない時期に、住民投票条例を提案して成立させたのです。

私は、議会とは9年間ずっと対立し、予算を否決され、条例を否決され、さまざまな対立をしてきましたが、この住民投票条例だけは何とか成立させることができました。その当時は住民投票を実施しなければならないような問題がなかったからです。仕組み作りということで、この仕組みの重要性を議会ではあまり理解しない人が多かったのか、無事に成立させることができたのです。

条例成立の2年後に、基地の問題で住民投票を実施することになりましたが、当初から住民投票を予定していたわけではありません。私は、国と激しく対立し、けんかばかりしているように見えますが、別に基地で国と対立するために市長になったのではなかったのです。

実は、私は、今から10年前には国の役人をしていましたが、国の政治の現状を見て、こんな政治の状況では、本当に日本はよくならないという思いを強く抱いて、地域から本当の意味での民主主義のモデルになる政治を実現し、少しでも社会を、日本をよくしようと、日本全国をそれから変えていこうという気持ちで郷里である岩国に帰ったのです。

だから、最初から施設や道路を造るという公約は一切掲げず、民主主義の仕組みをきちんと作っていく、市民の声が大切にされる仕組み作りをやっていくということで、政治をしてきました。情報公開から始まって、政治倫理の条例を作り、市民が参画する市民会議を作り、それを推し進めていけば、最終的に民意を大切にすることになると考えました。

そして、市民の声を大切に政治を追求していくとすれば、何か起こったときには住民投票が必要ではないかと。最終的な手段として確保しておく必要があるという意味で、住民投票条例を作りました。基地の問題を念頭に作ったものではありません。

## 3 住民投票と民主主義

そのような経緯で、先に条例があったので、短期間で決断をして、基地移転の是非について住民の意思を問うべく、住民投票を行うことができました。でも、決断したときには、多くの人から反対を受け、議会ももちろん大反対しました。2年前に議会がちゃんと通した条例であるにもかかわらずです。

## 人権がながわ

「2年前に皆さんは、条例を成立させたじゃないですか」と言いましたが、議会はあくまで反対でした。もちろん、山口県も国も反対でした。なんと、今は大阪府知事ですが、何の関係もない橋下弁護士まで反対しました。

反対論については、要約すると、「国防は国の専管事項だから、住民投票にはなじまない」とか、あの橋下さんの発言ですが、「憲法は、間接民主主義、議会制民主主義を規定しているのだから、直接民主主義的な住民投票をやるべきじゃない。井原市長は勉強不足だ」とまで言われました。しかし、私は、そのような考え方はおかしいと思います。確かに、住民投票によって、国防政策を直接規制することはできませんし、そんな権限はありません。もちろん、私自身、憲法が定めた、間接民主主義、議会制民主主義を否定するものでもありません。

住民投票は、あくまで、憲法の原点にさかのぼって、主権者たる市民、国民の意思を問うための一つの手段でしかありません。逆に、これを否定してしまったら、主権者たる国民の意思を問うてはいけないという、民主主義自体を否定することになります。私から言わせれば、「橋下さんのほうこそ、憲法の字面だけじゃなくて、中身や理念について、もっと勉強してほしい」と言いたいくらいです。

しかし、岩国の住民投票条例には、「投票率が50%に達しなければ無効になる」という規定がありましたので、投票率が50%に行くかどうかかが問題でした。たった1カ月でしたし、普通の選挙と違って、今まで経験したことのない投票なので、どれだけ関心を持ってもらえるかが非常に心配でした。反対が多数を占めるであろうという結果は予想できていましたが、受け入れ賛成派は、この50%条項があるので、住民投票ボイコットを呼びかけていたのです。そこで、様々な方法によって情報提供を行ない、住民説明会を行ない、その意義を強調している内に、だんだん機運が盛り上がりつつ行ったのです。

たとえば、ある住民説明会では、若い人が立って、「これ

までは選挙を何十回もやってきたが、選挙というのは、政治家というフィルターを通して政治に参画をする。ところが、このフィルターがなかなか私たちの期待にこたえてくれない」という発言をしていました。「政治ってすごく臭いものだ。お金が動くとか、裏取引があるとか、必ずしも民意を踏まえて行動してくれない」というような政治不信が一般市民にはあります。「政治」や「政治家」という言葉自体のイメージが悪いです。そういう不信の裏返しというか、「今度の住民投票は、そういうフィルターなしに直接、その町の未来を選択することができる、大変大切な機会なんだ。一生に一度の大切な機会なんだ」と言ってくれたのがすごく印象に残っています。

ある人は、「無関心なやつがいたら、首に縄を引っ掛けてでも連れていく」と言ってくれました。やはりある人は、「主人が寝たきりで、通常は投票に行かないが、住民投票だけは、ぜひとも行きたいと主人が言っている。どうしたら投票できるんですか」と聞いてくれました。投票に行こうという盛り上がりが出てきて、最終的には6割近い人が投票して、そのうち9割の人が「反対」の意思を明確に示してくれました。

私は、住民投票をやることの意義は非常に大きかったと思っています。選挙で当選すれば、政治家は、「ありがとうございます」とお礼を言いますが、住民投票のあとに町を歩いていると、市民の方々が



(写真②)

ら、「住民投票をやってくれてありがとう」という声をいくつも聞きました。「今まで岩国は、基地の問題についても、市政の課題についても、なかなかものが言えない雰囲気だった」と、「でも、住民投票によって、ものを言う勇気をもらい、ものを言うことの大切さを学んだ」という声もたくさん聞きました。

それ以来、意識が少しずつ変わってきました。結果も大切ですが、市民の意識を高め、民主主義を進化させるためにも、私は、住民投票は非常に重要な制度だと思います。まだまだ一般的ではありませんが、大事なときに、多くの地域で住民投票が活用されるべきです。原子力空母の配備で揺れる横須賀でも、ぜひ実施すべきだと思います。

#### 4 住民投票以後の国の対応

私は、住民投票の結果を踏まえて、国に明確な反対の意思を示しましたが、残念ながら現状は、それを正面から受けとめる政治にはなっていません。基地の負担を受けている、主権者である国民の声を、国政も敬遠するのではなく、正面から受けとめて、その声を無視しないで、市民の理解を得るべく誠意を持ってきちんと説明し、努力すべきです。

市民、国民は、決してわがままではありません。きちんと説明を受けて納得できれば、合意ができると思います。国にはそういう姿勢が全くなく、一方的に押し付けるだけでした。結局、今の政治の状況というもの、本当の民主主義であればできるはずの、主権者である国民の意思をしっかりと受けとめるという当たり前のことができない、そういう政治になっているのです。

私は、基地のあり方について、反対一辺倒ではありませんでしたし、「基地を全部撤去しろ」とまでは言っていませんでした。国の政策にも、地方自治体として協力する義務があるので、国の話も聞きながら、私たちの思いも聞いてもらって、どこかでお互いに譲り合っていけば、妥協することも合意することもできるという思いで、さまざまな条件提示もこちらから行いました。

実際、厚木の騒音被害は大変です。アメリカの空母がいなくなればいいのですが、そうではない状況の中で、厚木の負担を全国的にどう考えるかに無関心ではいけません。「そういうことについて、岩国も一緒になって考えるから、全国でどう負担を軽減するのか、ほかの選択肢も含めて考えてください」と国に訴えました。

単に厚木の負担が大変だから、負担を岩国にた

い回しする、岩国の方が人口が少ないからたらい回しするという発想ではとても応じられません。一人一人の人の価値や生活の重要性は変わらないからです。「試験飛行もしてください」という申し入れもしましたし、「犯罪があるので、日米地位協定も見直してください」ということもお願いしました。

そういった、様々な条件を出しましたが、残念ながら国は全く話に乗ってくる様子はありませんでした。「きちんとした協議機関を作りましょう」という提案には乗るかなと思ったのですが、それすら国は拒否をしました。理由は、「おまえが艦載機部隊の受け入れを容認したら、協議機関を作る」というものでした。要するに、「容認したら、そのあと受け入れのための条件を詰めていく機関を作る、その前の議論のために協議機関は作らない」というものです。そのような対応を見て、国は誠実に協議をする意思がまったくないと思いました。結局、話し合いは、ほとんど進みませんでした。

そのうちに、「言うことを聞かなければ、アメとムチだ」と、国は露骨な対応を始めます。いろいろなことがありましたが、その典型は市役所庁舎の補助金を途中でカットしたことです。再編が提起される前に、地震で痛んでしまった市の庁舎をどうしても建て替えなければいけないので、国に要望した結果、3年間にわたって補助金が出されることが決まっていました。

1年目、2年目と、きちんと補助金をもらいながら、工事は進んでいたのですが、3年目になって、突然、「米軍再編を認めないから」という理由で、補助金をカットされました。こんな乱暴なことはありません。これまでの信頼関係を根底から覆すような約束違反の仕打ちでした。当然市民は大反発をし、私も大きく怒りました。到底納得できる話ではありません。

しかし、市議会は、そのような国の理不尽な対応に怒るところか、「補助金を取れないのは、市長のせいだ」と私を非難し、国に同調してしまったのです。結局、議会と市長が対立しているということで、国には足元を見られてしまい、国の強硬姿勢は変わりませんでした。

仕方がないので、補助金の代わりに借金で建てようと、財源を市債に振り替えた予算を市議会に提出しましたが、何度出しても否決されました。補正予算と本予算で、4回否決されました。予算が通らないのは、市民に大きな迷惑を掛けるので、私は首を

懸けて、「予算を通せ」と宣言して、ようやく昨年の12月に予算を通すことができました。「泣く子と地頭には勝てない」という感じでした。

## 5 選挙と民主主義

結局、今年の2月に市長選挙になりました。国の理不尽な圧力は市民もわかっていますが、現実には補助金が出ないということは、小さな町にとっては大きな痛手になります。市民の中にもだんだん不安が高まってきて、中間的な人は揺れ始めていました。さらに今回の選挙は、国を挙げての戦いになります。山口県も国寄りの立場でしたので、県、国を相手にした戦いになり、非常に厳しい戦いになるのは、初めから覚悟していました。きちんと話をしていけば、市民はきっと理解してくれる、絶対に負けない、負けてはいけないという思いで臨みましたが、残念ながら思いが十分に届きませんでした。

正直、あんな選挙をやるのかと、改めて実感しました。選挙は、民主主義の政治を決める一番大切なものです。その選挙がねじ曲げられ、民意がねじ曲げられました。デマや誹謗中傷はもちろんです。「私が市長になれば財政破綻し、病院もバスもなくなる」と、「相手が勝てば5千億円も1兆円ももらえて、医療費、給食代はただにする」と、果ては、「2万円が配られる」とまで言われました。

選挙が終わってから、「うちは5人家族だから10万円もらえる」と言って、市役所に行った人や電話を掛けた人もいました。もちろん「梨のつぶて」です。明確な事実がわかれば、これは集団買収です。集団買収の申し込み、明確な選挙違反行為です。

それ以外に、企業は、若い従業員や普段行かない人を総動員して、相互監視のもとに投票させました。あるいは携帯の写メールを撮って持ってきたら手当てをくれるとか、福祉施設や病院に投票所が設けられたのですが、そこには私の名前がなく、相手の名前しかありませんでした。そんなばかなことはありません。そんな違法行為も行われました。

違法でも、見つからなければいいという選挙が罷り通っています。民主主義の基本ができていません。日本は、まだそういう政治です。横浜や神奈川県でも、そういうことが行われるかもしれませんので、気を付ける必要があります。私には、そこまで準備ができていませんでした。「相手がデマを流し、圧力を掛けるのなら、こっちもデマを流せ、圧力を掛ける」と言って、やればいいのかもかもしれません。でも、そう言っても、私の仲間は誰も付いてきません。私

も、そのようなことは言いません。

私たちは、あくまで善意のボランティアで、精いっぱい戦いましたが、票を取るという意味では足りないところがありました。でも、それに負けないものを作っていかなければならないと、改めて感じました。選挙では負けてしまい、いったん私も身をひいて市民の中に帰りました。負けてはいけなかったので、私たちも非常にショックを受けました。全国の人にも、神奈川県からも、たくさんの応援をしてもらいました。多くの人に応援してもらい、期待に沿えなくて申しわけない思いでした。

## 6 選挙を終えて何がどう変わったか

新しい市政になって、米軍再編の問題も悪い方向に進み始めています。凍結されていた補助金もすぐに出ましたし、新しくできた再編交付金も出ました。

再編交付金は、再編計画を受け入れた町にしか出ません。しかし、新市長は、市民や議会に対しては、「まだ容認していない。安全、安心をこれから詰めていく」と偽りの説明をしています。

また、米軍再編により別の新たな問題が生じています。岩国では「愛宕山開発」という住宅開発の問題があります。現在、基地の滑走路の沖合施設工事が行われていますが、その埋め立ての土砂を供給した跡地に住宅地を造るため、10年間にわたって大規模な開発が行われてきました。今、ようやく一次造成が終わって平地になり、これから住宅地として売り出そうとしていましたが、土地の値段が下がり、収支が悪化して赤字になる見込みになってきたので、国（防衛省）が「米軍住宅にするために買い取りたい」と言い出して、山口県はそれに飛びついてしまいました。

市街地の真ん中にある100ヘクタールにも及ぶ広大な山が削られています。その4分の3を国に売り、そこを米軍住宅にする計画が進み始めています。しかし、この点について、山口県や岩国市は、「米軍住宅には決まっていない。ただ国に売る」と繰り返し説明しています。住民に対して、実際には決まっていることを言わないまま、ものごとを進めていくということは、民主主義にとって非常に危険なことです。

艦載機部隊が新たに移って来て、70ヘクタールもの土地が米軍住宅になっては、岩国は確実に衰退します。しかし、今の政治は、目先の利益で動いています。岩国の将来を考えたら、私は、黙って見過ごすことはできません。もう一度立ち上がらないとい

けないという気持ちが強くなりました。私が仲間たちと始めた「草の根ネットワーク岩国」や「草莽（そうもう）塾」も、そのような思いから始めたものです。

あきらめないで、これまでの経験を活かして、民主主義、地方自治、そして、市民の生活を守るための活動に取り組んでいきたいと思っています。

井原勝介（いはら かつすけ）氏（前岩国市長）

1950年、山口県錦町（現岩国市）生まれ。76年旧労働省入省。99年岩国市長初当選。市長就任後に住

民投票条例を制定、2006年3月岩国基地への空母艦載機移駐について住民投票を実施し、結果は9割が反対。同年4月、市町村合併後の市長選（3回目）でも圧勝して。同年12月、国は米軍空中給油部隊受入れに対して支給が決められていた市庁舎建設補助金35億円を、空母艦載機移駐反対を理由にストップ。このため、市長提案の補正予算案が移駐賛成派が多数を占める市議会で繰り返し否決され、07年12月、改めて民意を問うため市長を辞職。08年2月10日の市長選で対立候補に僅差で敗れた。



現場報告④

## 岩国基地をめぐる訴訟について

足立修一 弁護士

広島弁護士会所属

### 1 広島と呉と岩国

まず、なぜ、広島弁護士会がお隣の山口県内の岩国基地の問題に関わるかということからお話したいと思います。

地図で確認していただければ分かりますが、広島市は、その中心部に原爆ドームがあります。広島市の中心部から東南のほうに直線で約15キロ行ったところに、戦艦大和で有名な呉市があり、現在は海上自衛隊の基地があります。逆に、西南のほうにやはり直線で約30キロ行ったところに岩国市があり、米軍の岩国基地があります。

広島は、かつて大本営が置かれたこともあって、軍事施設が非常に集結している場所でした。現在も広島市のとなりの海田町に陸上自衛隊の基地があります。

岩国は、広島県と山口県の県境にあります。私どもは、お互いに出しゃばってはいけないという意識がありましたが、この間、東京3会、横浜弁護士会、沖縄弁護士会、広島弁護士会、山口県弁護士会、基地のある単位会が協力して取り組みを進める動きの中で、私たちもこの地理関係にあることを改めて認識して、この問題に取り組むことにしたのです。

### 2 米軍再編と岩国の沖合移設事業

岩国の沖合移設事業は、元々は、基地のもたらす

騒音や墜落などの被害を軽減することを目的にするということが進められてきました。沖合を213ヘクタールほど埋め立てて、現在の岩国基地にある滑走路を1キロほど沖合に出すと、市街地の騒音は多少軽減するとされ、「これは岩国市民の悲願である」として、進められた事業でした。

ところが、米軍再編の流れの中で、この計画は、全く別の目的に転化していきます。沖合の埋め立てで、基地の面積が1.4倍も広がります。すると、米軍再編の中で、厚木から空母艦載機部隊、普天間から空中給油機を移駐させる案ができました。その結果、騒音を軽減するための沖合移設が、かえって、騒音の増大や基地機能強化といった、まったく市民の期待を裏切るような方向に変わっていき、市民をだます結果になりました。

ところで、この埋め立てをするためには、国が行う事業の場合、埋立承認処分という手続が必要となります。普通、民間の事業でやる場合は埋立ての許可が必要なのですが、埋立承認処分は、「国は、基本的には悪いことをしないから、多少は手続きを簡略化してあげましょう」という考え方に基づいています。

そのときに、どのように承認処分を取ったかですが、「この計画は、騒音の被害を軽減する市民の悲願のためだと書いてあるから、埋め立てを承認する」

# 人権かながわ

とされたのです。ところが、米軍再編の中で、全く計画が変わりました。

「目的が変わった場合には、もう一度、どういう影響があるか、環境に対する影響も含めて、一からこの事業の正当性をやり直さなくてはいけないのではないか」という問題が生じます。実際、愛媛大学の本田博利先生が、具体的な本件の岩国の問題に即し、今回のような変更があるなら、環境アセスメントをやり直すべきという論文を書いておられます。私たちも、その論文から、「法律上もそのような観点で闘っていくべきなのではないか」という示唆を受けました。

### 3 裁判と幅広い連携の必要性

行政訴訟の準備を進める中で、昨年の5月に、アメリカは日本政府との協議の中で岩国基地の沖合移設に関して、マスタープランを出しました。それによると、それ以前の埋立て案と違って、新しく滑走路の東側にもう1本、戦闘機が通れる誘導路を造ることがわかってきました。となると、変更申請をしなければ、この埋立てを進めてはいけなくと考えて、承認の変更手続をきちんとすべきだと、市民団体が防衛施設局などに働き掛けてきました。

そして、今年の1月8日に、国が山口県に対して、沖合移設の公有水面埋立ての変更申請をしてきました。変更申請とは、簡略な手続で、住民の意見を聞かずに済ませてしまうというものです。その変更申請によると、本来、目的が大幅に変わっているのに、もう一度住民の意見を聞いてきちんとアセスの手続を踏まえてすべきところを、「誘導路が必要になった」として、図面のみを変更するというものでした。

これに対して、特に山口県知事は、1カ月程度で、この変更を認める意向であると記者会見で述べたのです。これは放っておけないと、私どもは、今年の2月7日に提訴しました。

「目的が変わる、これは市民をだますものだ、こんなかたちでの変更は許されない」と、「そもそも変更申請の承認をすべきでない」と、「翻って、1996年のもともとの埋立承認処分もやはりおかしいのではないか」と主張しました。

実は、この埋め立てについても、「NLP（夜間離着陸訓練）を岩国で実施したい」ということが話し合われてきたこと示す、アメリカの意向を受けた日本政府と山口県・岩国市との密約文書もあり、初めから岩国市民をだまそうとしていたことがわかってきて、それも含めて訴訟を起こすことになりました。

岩国市民は、決して艦載機移転を是としていません。

今年2月に行なわれた岩国の市長選挙は、本来、今回の米軍再編とは何の関係もない岩国市庁舎建設費の補助金をカットする等して、市民の不安を煽って、行なわれたもので、実質的には「買収選挙」です。この市長選の得票差がわずか1,728票差であること自体、やはり岩国市民が本当は艦載機の移転を望んでいないことの表れです。

裁判の流れを言いますと、承認処分が2月12日に出ましたので、訴えの趣旨を、承認処分の差止から処分の取消を求めるものに変更して訴訟を進めています。本年4月に、第一回の口頭弁論が山口地裁でありました。この訴訟は、山口と広島弁護士が共同しながらやっています。住民が18名の原告で提訴しましたが、原告団長の田村順玄市議が、第一回の法廷で意見陳述して、秘密文書を暴露して、「市民をだますような埋め立ては許せない」と訴えました。

そして、第二回が6月8日にありました。ここで山口県は、「国から埋め立てがもう終わったんだと、『竣功通知』を受けました。だから、訴えの利益がなくなったから、もう裁判は終わりだ」と主張してきました。ところが、国が『竣功通知』をしたという、5月14日の時点の直後の写真を見ても、重機がうろうろして、工事が完了していなかったのに、「何でそれが竣功と言えるのか」と釈明をして、山口県に対して、国から来た文書を提示するように求めました。これからが本番ですが、国や山口県の対応の欺瞞性が明らかになっていくと思います。

岩国では、これまで爆音訴訟、騒音訴訟は行われていませんでした。しかし、広島弁護士会が昨年11月に基地被害をテーマとするシンポジウムを開催した時に、その準備の過程で調査したところでは、地元の住民は、現状でも睡眠妨害とか、いらいらした気分を受けていて、その被害は重大であることがわかりました。

現在、岩国では、市民を中心として、爆音訴訟に向けた準備をしています。この基地問題は、厚木から艦載機が来る、あるいは岩国から自衛隊の部隊が厚木に行く、沖縄からも来ると、いろいろあります。やはり基地を抱える地域の人々が協力しながら、全体としてこの問題と闘っていかなくては強く感じています。神奈川県民の方々も、岩国の動向に関心を持っていただき、ご支援いただきますよう、どうかよろしく願いいたします。



現場報告 5

## 沖縄の米軍関係事件と地位協定

新垣 勉 弁護士

沖縄弁護士会所属

米軍基地と地位協定の問題について、報告します。1952年から2004年までの米軍基地関係の事件・事故状況の資料によれば、総計20万件の事件・事故が起きています。これは、当時の防衛施設局に届けられた件数だけで、1972年に沖縄が復帰する前の数字は含まれていないので、「氷山の一角」です。

現在、わが国には、約130の施設に米兵が約4万人駐留しています。そして、その家族を含めると、合計約9万人の米軍関係者がわが国で生活し、活動をしています。米軍基地問題は、基地の撤去、縮小を求める運動と、基地あるが故に生じる、人権侵害や生活侵害を回復し、被害救済をする闘いという、大きな二つの側面を持っています。

後者の側面については、沖縄だけではなくて、最近5年間だけの平均を取っても、毎年1,800件という事件・事故がどこかで起きています。これらの被害者がどういう状況にあるのか、私たちは、もっと見つめ直していく必要があります。

我が国では安保条約に基づいて米軍を駐留させていますが、その駐留米軍の法的な地位、さまざまな特権を与えているのが日米地位協定です。沖縄では県民総ぐるみで、日米地位協定の抜本的な改定を求める県民の意思が表明されています。何が問題なのか、一つの例をご紹介します。

一昨日、普天間基地の地域住民が違法な爆音の差し止めを求めた、「普天間爆音訴訟」で判決がありました。「世界一危険な基地」と言われてきた普天間基地で、「地域にもたらされるW値75以上の爆音は違法である」という断罪が初めてなされました。私どもは、大きな一歩を踏み出すことができました。

しかし、この判決には大きな問題があります。私どもは全国で初めて、「国には騒音を測定する義務がある」という請求を掲げました。それに対して、裁判所は「飛行機を離発着させているのは米軍である」と述べました。ここまでは、他の基地訴訟でも裁判所が判断しています。ところが、普天間爆音訴訟の判断はさらに踏み込んで、「国には違法な爆音を予防

する義務がない」とまで言い切りました。これは非常に重大な問題です。確かに、爆音を発生させる米軍機の離発着を行っているのは、米軍側です。しかし、私たちは、被告国には、少なくとも国ができる範囲内で、騒音を軽減する義務があると考えています。そして、それが市民の常識だと、私は信じています。ところが、この普天間爆音訴訟の一審の裁判所は踏み込んで、「被告国には、予防義務がない」とまで言い切ってしまいました。ここに、今、米軍基地を巡る大きな問題の焦点がはっきりと姿を現したと、私は思いました。

横田基地周辺の住民が、爆音の差し止めを求めて、アメリカ合衆国を相手に裁判をしました。残念ながら、最高裁判所は、「米軍の飛行行為については主権の行使に当たるので、わが国の裁判権は及ばない」と判断しました。わが国の領土の中で活動し、生活しているにもかかわらず、わが国の主権が及ばないのが、この米軍基地問題の大きな問題です。近代国家の大原則である「法の支配」、「人権の尊重」が守られて、初めて普通の国家になりますし、近代国家だと、私は思います。

ところが、今の日米地位協定を足場にして、日本の主権が及ばない状況を作り出すもとの、わが国に米軍が駐留しています。わが国に駐留しているにもかかわらず、私たちの主権が及ばない地位協定を、なぜ48年も放置してきているのかを、改めて考える必要があります。

外務大臣は、「わが国の日米地位協定は、世界的にも進んだ地位協定である」とさえ暴言を吐きました。しかし、考えてください。今の日米地位協定は、1960年に1952年の旧行政協定を引き継いで作られました。1952年は、朝鮮戦争直後です。

それから、ヨーロッパでよく例に出されるNATOの地位協定も、第二次世界大戦後の冷戦構造が一番ピークにあるときに作られました。いわば、戦争状態のときに作られた日米地位協定やヨーロッパの地位協定が、こんにちまで続いています。世界の法思

想は、戦後ずっと進みました。「人権こそ憲法が守るべき最高の価値だ。政府が保障すべき最大の価値だ」という、人権思想が広がりました。世界の人権思想の進化を、全く反映していないのが地位協定です。

私は、この地位協定が持っている、「主権を排除する」という基本的な問題を、改めて国民で見つめ直して、この地位協定の抜本的な改定の実現が、今求められていると思います。

最後に、地位協定の問題を検討し、勉強していくと、地位協定は、軍隊の進出と不可分で、軍隊が外国に出ていくときに、軍隊を守るための本質を持つ

ていることがよくわかります。これは、わが国が戦後ずっと米軍の駐留を体験した中で、実感としてわかります。

そして、今、わが国の自衛隊は、海外に出ていこうとしています。わが国の自衛隊が海外に出ていくときに、裏返しにしたような問題が起きます。例えば、自衛隊がイラクに行くときに、イラクと日本が地位協定を結んで、自衛隊員の特権を保障するようなことが、今起きようとしています。それも視野に含めて、この地位協定の問題をみんなで考えながら、抜本改定を求める運動を続けます。

## 第3部 米軍再編—憲法及び地方自治からの検証



講演

### 米軍再編で日本の軍事状況はどうか

前田哲男氏 軍事ジャーナリスト

1 原子力空母の入港—佐世保は横須賀の地ならし～原子力空母エンタープライズの佐世保入港に至るまで

半世紀近く、日本国内の米軍基地と自衛隊の「現場歩き」を仕事にしてきました。ほとんどの米軍基地、自衛隊基地は歩いたつもりです。たくさんの動きと景色を見てきました。

今からちょうど40年前の1968年1月、佐世保で放送記者をしていましたので、原子力空母エンタープライズが入港してくるのを取材しました。ベトナム戦争のさなか、佐藤内閣の時代です。当時の雰囲気は「エンブラ闘争」として、今も語り継がれています。

その4年前の1964年11月、佐世保に日本で初めて原子力潜水艦の寄港し、ここから原子力艦艇の日本入港が始まりました。66年1月までに8隻の原子力潜水艦が連続して佐世保に寄港し、反復継続しながら68年1月の「原子力空母エンタープライズ寄港」に至ったのです。

しかし、原潜初寄港当時から佐世保では、「いや、本当の目標は横須賀にあるんだ」とささやかれています。政府首脳が洩らしたという「横須賀は首都圏にあり、日本の顔に当たる。そこへ行くと佐世保は足の裏だ。だから最初は…」の発言が伝わっていた

からです。要するに、佐世保で慣れさせようで横須賀に持っていくのが政府の筋書きだというのです。そのとおりでした。8隻の原子力潜水艦が佐世保に入港した後、1966年5月、9隻目が初めて横須賀に入りました。その後は横須賀が主たる原潜の寄港地になりました。今日に至るまでこの流れに変わりはありません。佐世保の位置は「足の裏」であり、真の目的は横須賀にありました。

エンタープライズの佐世保入港に際しては、メディアが「佐世保事件」と名づけた大きな反対運動が起こり、佐藤政権を驚愕させました。以後15年間、原子力空母は佐世保に入港できませんでした。ところが1973年になると、横須賀が空母ミッドウェイの母港に指名されました。ここにも佐世保で地ならし、横須賀が主役となるパターンが映しだされています。以後、インディペンデンス、キティホークと代を継ぎ、今回ジョージ・ワシントンに交代しようとしています。交代だけではなく、そこには常にエスカレートしていく基地拡充のかたかが映しだされています。

2 安保体制の根本—日米地位協定の目的

基地問題の根元に、日米安保条約があることはいうまでもありません。とはいえ、日常的に、安保条

約を動かし、安保協力体制を機能させる、いわばエンジンに当たるものは、日米地位協定です。地位協定は、1960年、岸内閣のもとで改定された安保条約の附属協定として同時に結ばれましたが、その内容は、改定前の「旧安保条約」に基づく「日米行政協定」を、ほぼそのまま引き継いだに過ぎません。それは日本が占領されていた時代にさかのぼる米軍既得権益の追認でした。その当時のことをふり返ってみると――

日米行政協定は1951年に結ばれ、52年に効力を発しました。協定を結ぶ51年に、ダレス使節団、のちにアメリカの國務長官になる、ジョン・フォスター・ダレスを団長とする使節団が日本に来ました。対日講和条約問題をも取り扱う包括的な交渉団でした。そこでダレスは、日本独立と引き換えに締結する安保条約（旧安保）と行政協定、すなわち米軍基地の目的について「望むときに、望む場所を、望むだけの期間使用する。これがわれわれの目的である」と明言しています。今日に至るまで、この原則はつらぬかれています。

このようにして結ばれた日米行政協定は旧安保条約の附属協定ですが、政府間協定だったので、国会の批准、承認を必要とせず、内閣の外交事務として発効する仕組みになっていました。つまり、国民や

国会が一切関与できない中で、この行政協定は結ばれたのでした。そうした基本構造をもちながら、行政協定は、それまで「ポツダム宣言実行のための占領軍基地」として接収されていた連合軍基地の性格を、そのままそっくり「日米安保条約下の米駐留軍基地」に変えるという、錬金術的な作業を行ったのです。

60年の安保改定で、日米行政協定は「日米地位協定」と名を変え、今日に至っていますが、行政協定における駐留軍基地の特権、「望む場所、望むとき、望む期間」という基本構造はなにも変わっていません。それは、基地の形態が「全土基地方式」という言い方で説明されることでも明らかです。地位協定第2条によると、日米が合意すれば、どこでも基地に指定できます。つまり日米合同委員会が承認すれば、沖縄の辺野古崎に、ジュゴンの住む海をつぶして海兵隊の航空基地を造ることが可能になります。岩国市の瀬戸内海の藻場を埋め立て、現在の1.4倍に及ぶ基地拡張を行うことも、日米両政府が合意すれば可能ということです。

このように「全土基地方式」に明らかなどおり、日米地位協定は、「合意すれば、全土どこにでも基地ができる」という、他に類を見ない極めて不平等、差別的な仕組みを持っています。ここに安保条約と



地位協定の持つ根源的な、本質的な不等・差別性があります。

一方沖縄の場合は、この流れとは別に「沖縄戦」後、長く続いた直接的な軍支配がありました。72年の施政権返還で日本復帰は果たされますが、それは、県民が願った「平和憲法のもとへの復帰」でなく、「安保条約と地位協定」のもとに組み込まれるという、もっと過酷なものでした。日本の国土の0・6%でしかない沖縄に米軍専用基地の75%が置かれている現実が、それを示しています。

ここで、ちょっと他の国の例を見ておきましょう。

他国への基地貸与協定でよく引かれるのは、「アメリカ・フィリピン基地貸与協定」と「アメリカ・イギリス基地貸与協定」ですが、米比、米英基地協定では、提供地域や期限を特定・指定し、期限を限定して米軍基地を設定します。それが普通のやり方です。だから「安保条約」「地位協定」を変えることなしに、新設や拡張などできません（ちなみにフィリピンの場合、冷戦後の1991年、基地貸与協定＝地位協定を期限延長せず、安保条約を残したまま、基地を撤去させています）。

ところが、すでに見たように、日米地位協定はそうではありません。「全土基地方式」なのです。しかも「占領軍基地から「駐留軍基地」に、そして現在行われている「米軍再編基地」まで、おなじ条約・協定のもとで引き継がれ、拡大されているのです。もとより、地位協定を改定すれば、基地のあり方を大きく変えることはできる。しかし自民党政府は、そうしようとしません。

そもそも、独立した主権国家であれば、その国土に、外国の主権が行使される基地という場所を認めること自体が異常です。幕末から明治開国期にかけて、横浜も含め全国に多くの「外国人居留地」があり「日本のなかの外国」をつくっていました。明治政府はそれを恥じました。「条約改正」という、明治31年まで続く明治外交史は、まさにこの不平等条約をいかに撤廃させるか、関税自主権と裁判自主権の二つをどう回復し平等にするかの闘いでした。しかし、安保条約下における「外国人居留地」ともいべき横須賀米軍基地は、そのはるか倍近い歳月、居すわったままです。われわれは、外国の自由使用に委ねられる場所を国土の中に持っているこのような異様さを考えなければいけません。

### 3 米軍基地のアメリカ戦略上の地位

米軍基地は、たんなる主権の制限という点だけで



(写真③)

はなく、①そこがアメリカの軍事力の発進地とっていること、②それと「米軍再編」によって、自衛隊をも巻き込んでいるという問題点があります。

①の点を、1968年1月に佐世保に寄港したエンタープライズの出港後の進路で見ます。

1968年1月に佐世保に寄港したエンタープライズは、5日間停泊し1月23日に出港しました。出港した直後、「プエブロ号事件」が起きました。これは横須賀を母港としていたアメリカの情報収集艦プエブロが、北朝鮮のウォンサン沖で領海を侵犯し、北朝鮮海軍に拿捕されたという事件です。

佐世保出港直後、プエブロ拿捕の報に接した原子力空母エンタープライズは、臨時編制された第77機動艦隊の旗艦として日本海に展開し、以後1カ月以上、北朝鮮に対する威圧、存在誇示を行いました。佐世保に来たときは、「友好親善」という名目でしたが、出港直後に一変します。まさしく、それが軍事力、そして海軍の本質なのです。

その後、エンタープライズはベトナム戦争さなかのトンキン湾に赴きました。当時アメリカは、トンキン湾上に「ヤンキーステーション」、「ディキシーステーション」と呼ばれる空母攻撃海域、またグアム島基地から北ベトナムのハノイ、ハイホンに向けて「北爆」、南部メコンデルタ地帯に向けては「南爆」と呼ばれる爆撃を行っていましたが、エンタープライズはトンキン湾での任務に就きました。ベトナム戦争とエンタープライズの寄港は、このように密接に結び付いていたのです。

同様に、横須賀に母港を定めた、ミッドウェーからキティホークに至る空母の役割も、アメリカの冷戦後の地域戦争のまたとない道具でした。

9・11事件が起こった直後、アメリカは、アフガニスタンの攻撃を決定しました。特殊部隊を送り込んで、山地で反タリバン勢力と合同して攻撃を開始するところまでは決まりましたが、軍が難色を示します。「空からの援護と特殊部隊が危機に陥った場合の救出作戦が不可欠であるのだが、それが、今できない。できるまでは困難である」と言いました。

9月30日に、ブッシュ大統領の周りで首脳会談が開かれました。以下はボブ・ウッドワードが書いた、「ブッシュの戦争」というドキュメンタリーからの引用です。だれかが「横須賀にキティホークがいる」と言います。ボブ・ウッドワードはそれを引用しながら、「キティホークが出動するまで2週間かかる。それでやろう」という経過をつづっています。実際、この9・11直後、キティホーク艦載機は、厚着基地を使って、慌ただしい、地元は無通告のNLPを実施したあと、インド洋に向かっていきました。

日米安保条約は、在日米軍が、日本からの直接作戦行動を行うことについて、基地の使用を禁じてはいませんが、想定していません。安保条約の運用に関する交換公文では、日本から行なわれる戦闘作戦行動のための米軍基地の使用については、日本政府との事前協議＝実質的な同意を要するとなっています。しかし、事前協議の要請もなかったし、何の断りもなくキティホークは直接インド洋の戦場に行き、アフガニスタンを爆撃することになりました。

このように在日米軍基地は、そのまま「アメリカの地域戦争」と結び付いています。朝鮮戦争からベトナム戦争、湾岸戦争、9・11後、イラク戦争に至るまで常に後方の第一線であった事実は、改めて説明するまでもありません。

#### 4 米軍再編

「原子力空母の母港化」という横須賀の米軍基地の機能の膨張、質的転換を支えているのが、「米軍再編」と呼ばれる日米安保の新しい展開です。だから米軍再編と横須賀の原子力空母の問題は密接に絡まり合っています。②にあげた「米軍と自衛隊の一体化」です。

メディアは「一体化」という言葉で表していますが、それより「吸収・融合」と形容するほうがふさわしいでしょう。米軍指揮のもとで、自衛隊が共通の戦略目標を受け持ち、作戦運用を統合させ、共同で基地を使う、すなわち、「共通」「統合」「共同」が「米軍再編」における自衛隊の役割です。

端的に言えば、米軍基地と自衛隊基地のフェンス

の垣根は取り払われることになります。自衛隊が沖縄のキャンプハンセン、海兵隊の基地で訓練を行う、嘉手納の米軍が千歳をはじめ、小松、百里の航空自衛隊の基地で訓練を行うという相互運用、基地の共同使用です。これが、米軍再編計画の一環です。再編計画は、日米安保協力を外に向けて拡大していく、自衛隊の海外任務として拡大していくだけではなく、米軍基地と自衛隊基地を一体化させる側面を持っています。

それが一番よく表れているのが、神奈川県のみ軍基地です。横須賀に第七艦隊のジョージ・ワシントン、自衛艦隊司令部があります。入り口は別ですが海から見ればひとつです。キャンプ座間に、アメリカの「第一軍団司令部」が来て、そこに自衛隊の「中央即応集団司令部」という新設された自衛隊版・海兵隊に当たる部隊が入ってきます。この二つが座間で一緒になります。

もう一つ、横田のみ軍基地に、航空自衛隊の最高司令部である航空総隊司令部が入って、一緒に「共同統合運用調整所」という実質的な共同司令部が設置されます。

このように、東京都と神奈川県で日米の司令部機能がドッキングするのは、そのうちの陸と海は神奈川県に置かれます。そのシンボルとして、ジョージ・ワシントンの母港化があることを把握しなければいけません。たんに、「船が変わります」ということだけではありません。

話があちこちに、また断片的に飛びましたが、ちょうど40年前に、原子力空母エンタープライズが佐世保に入ったことを思い出して、現在の情勢の歴史的背景の一端をお話ししました。ありがとうございました。

#### 前田哲男(まえだ てつお)氏(軍事ジャーナリスト)

1938年、福岡県生まれ。長崎放送記者を経て、71年からフリーの文筆活動を始める。95年から2005年まで東京国際大学国際関係学部教授。現在、沖縄大学客員教授。著書に、「岩波小辞典 現代の戦争」(編集、岩波書店)、「暮らしの中の日米新ガイドライン」(編著 岩波ブックレット)、「在日米軍基地の収支決算」(ちくま新書)、「自衛隊 変容のゆくえ」(岩波新書)など。



講演

## 国の基地政策と憲法及び地方自治の本旨

伊藤 真氏

伊藤塾塾長 法学館憲法研究所所長

今、基地問題に関連し、日本で主権が十分機能しない状況があります。本日は、国の基地政策の問題点、そして、主権を機能させるための憲法上の理念である地方自治の本旨について、考察を進めていきたいと思ひます。

### 1 失われる主権

#### (1) 主権の意味

「主権」という言葉は、多義的に使われる言葉です。その1つは、国が対外的に堂々と主張できるという、独立国家としての主権です。学問的には「最高独立性」と言ひます。もう1つに、「国家の中でものごとを最終的に決めるのは、1人1人の国民である。」という「国民主権」での主権の意味があります。「国政の最高決定権」という意味の主権です。

#### (2) ないがしろにされる日本の「主権」

ところが、今、基地問題に直面し、治外法権、それこそ幕末、明治のころと見まがうような実態があります。さらに、1人1人の国民が政治を動かしていくという国民主権もうまく機能していません。国家の主権、そして、国民の主権が、ないがしろにされているのです。

### 2 国の基地政策と憲法

それでは、なぜ、このような現状が生じているのでしょうか。まず、国の基地政策について考えてみましょう。

#### (1) 日米安全保障条約 — そもそも米軍駐留は合憲か —

基地の存在を法的に根拠づけているのは日米安保条約ですが、そもそも、この条約は合憲なのでしょううか。

##### ① 砂川事件判決

砂川事件とは、1957（昭和32）年7月8日、米軍立川基地拡張のための測量の際、基地拡張に反対する運動を展開していた方々が基地内に立ち入り、起訴された事件です。日米安保条約の合憲性が争点となりました。

ア 砂川事件第1審伊達判決

1959年3月30日、砂川事件の第1審判決が出ました。有名な「伊達判決」です。判決を一部引用します。

「……単に消極的に諸外国に対して、従来のわが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならない。従って憲法第9条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮した上で為さるべきであって、単に文言の形式的、概念的把握に止まってはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によって左右されてはならないことは当然である。」

政策論によって憲法の解釈が左右されるのではなく、憲法のもとで政策が決断されなければいけないということです。判決は、さらに続きます。

「…わが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従って日米安保条約によってかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないように

することを決意した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。」

「…合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを妨げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があるから可能となるものであるからである。」

そして、最後に、

「わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第9条第2項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。」

と判示しました。

## イ 砂川事件最高裁判決

この1審の「伊達判決」が出て、日本政府とアメリカ政府は、慌てふためいたのでしよう。アメリカ政府が駐日大使を通じて外務大臣に働き掛けてみたり、最高裁長官と密談をしたりし、飛躍上告で一気に最高裁に上告します。通常、最高裁判決が出るまで何年もかかりますが、何と、その年の12月に判決が出されました。内容は、下記のとおりです。

「同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国内に駐留するとしても、ここにいる戦力には該当しないと解すべきである。」

「その目的は、専らわが国およびわが国

を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起こらないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、わが国の防衛力の不足を、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外ならないことが窺えるのである。

果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法9条、98条2項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。」

「安保条約は、明白に違憲とはいえない」というわけですから、合憲と判断したことになります。この判断のもとで、このあとの安保条約を前提としたさまざまな訴訟では、「安保条約は合憲である。そして、この条約を履行するために必要なことから」と、国民の訴えが退けられていきます。

## ② 砂川事件最高裁判決と異なる現米軍の実態

ただ、砂川事件最高裁判決においても、米軍駐留の目的は、「わが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持する」ことであるとされています。

ところが、今、その軍隊が全く違うかたちで動いています。米軍基地からは、極東の平和と安全の維持には直接結びつかない、イラクやアフガニスタンへの出撃が行われています。そして、「再び戦争の惨禍が起こらないようにする」どころか、後述のとおり、日本は事実上アメリカの戦争の加担者として、加害者の側に立たされています。その実態をふまえて考えるなら、安保条約は憲法9条に反することになります。そして、平和の中で生きる平和的生存権という人権の侵害につながっています。このことを最初に確認しなければいけません。

## (2) 日米地位協定

2004年8月13日、米海兵隊CH53D大型輸送ヘリコプターが、沖縄国際大学1号館に衝突し、墜落、炎上する事故がありました。同大学の本館は使用不能となり、大学の機能が麻痺する事態に陥りました。沖縄県警は合同現場検証を要請しました。ところが、

# 人権がながわ

米軍側は現場を封鎖し、県警の要請を拒否しました。地域の警察権や消防は全く手が出せませんでした。フェンスを越えて100人も米兵がいきなり大学内になだれ込み、何の根拠もなしに事故現場が占拠されました。

まさに、その地域の地方自治が侵害され、大学の自治も侵害され、報道の自由などの人権も侵害されました。何よりも、国家の主権が踏みにじられました。

日米地位協定では、米軍の行為には国内法が適用されません。しかし、ドイツやイタリアの地位協定のように、「米軍はきちんと国内法を順守しなさい」という国もあるのです。日本は、アメリカとのかかわりの中で、この地位協定を自らの意思で維持しています。これが、何よりも大きな問題です。

### (3) アフガニスタン戦争、イラク戦争に加害者として加担している日本

小泉（純一郎）さんは、イラクに自衛隊を派遣するときに、「憲法の枠内で派遣する」と、テレビで堂々と主張され、前文を読み上げました。「憲法の前文の趣旨に合致している、日本の平和主義の理念に合致している。だから、イラクに自衛隊を連れていくのである」と言っていました。それが、いかに大きな間違いであったかは、名古屋高裁の違憲判決でも明確になりました。

しかし、一方で、自衛隊を派遣しなければ、戦争とは無関係と言えるのでしょうか。

アメリカは、戦後20カ国以上に軍事侵攻をし続けた国です。にもかかわらず、少なくとも「9. 11」以前は、多くのアメリカ人は「戦争は軍人がやっているのだから、私には関係ない」という態度だったと思います。

同じように、多くの日本国民も、「戦争に加担している」という意識は持っていないのではないのでしょうか。しかし、実際には、日本の基地があって初めてアメリカの戦争が維持できています。キティホークもそうですし、三沢、沖縄等はまさにそうです。62年前に日本国憲法が始まってから、日本は「9条」のもとで、直接的な戦争をしないで済んできましたが、地位協定、安保条約のもとで、米軍基地を通じて、さまざまな戦争にずっと加担し続けてきたのです。

私たちは、加害者、人を殺す側にいます。このことを、今一度確認し、自覚しなければいけません。

### (4) 米軍駐留経費・損害賠償金の負担

米軍駐留経費は、いわゆる「思いやり予算」という税金で手当されていますが、これは「そもそも地位協定違反だ」と言われています。本来、駐留経費は、「地位協定24条1項」によりアメリカが負担しなければいけないものを、事実上日本が負担しているのです。

また、損害賠償金についても同様です。例えば普天間の爆音訴訟で勝ち取った損害賠償金を米軍は負担しません。「地位協定18条」により、本来は負担させられるはずですが、日本がすべて肩代わりしています。つまり、私たちの税金から払われます。

「税金」で被害の原因を作り、アメリカの違法行為・不法行為により被害が生じたら「税金」で負担する。こんなばかんな話はありません。しかし、それが現実です。

地位協定そのものも問題ですが、それすら守られていない実態がこの国にはあります。

### (5) 米軍再編と地方自治

#### ① 地方の財政難と米軍再編

そして現在、地方の財政難につけ込み、地域に、米軍再編が押しつけられています。

地方財政の悪化には、さまざまな要因があります。しかし、国が近年進めてきた「新自由主義」という競争社会、格差社会のしわ寄せが、地方に押しつけられていることは、多くの人たちが実感しています。そうして、疲弊させた地域の経済につけ込んで、今度は基地を押しつけてきます。基地負担を受け入れた自治体には交付金を支払うが、反対する自治体には交付しない、補助金も打ち切る、ということです。これは卑怯です。本当に国がやることかと思えます。

ただ、これを、どう憲法的にまた法律的に考えて訴えていくかは難しい問題です。知恵を絞っていかなければいけません。国政に従う対価として交付金が機能しているのであり、これは地方を支配する手段となっていることを意味します。こうした構造は憲法が保障する団体自治の侵害だと指摘できると思います。

#### ② 貧困と戦争

貧困の問題と平和の問題・軍備の問題は、常に表裏一体でした。

基地拡張が発端となった砂川事件の起訴は1957年でしたが、同じ年に「朝日訴訟」が提訴

されました。結核を患い、療養所に入っていた朝日茂さんが、お兄さんから若干の援助をしてもらえることになり、その結果、生活保護がカットされました。「それでは人間らしい生活はできない。そんなことは国のやることではないだろう」と、生存権を主張し、争いました。そのため、「人間裁判」とも言われたそうです。

まさに50年前、政府は生活保護費をカットし、その半面、米軍とともに軍備を増強し、米軍との一体化を進めていたのです。

50年経った今も全く同じ状況です。個人でも、自治体のレベルでも、格差社会が広がる中で現実に生活をしていくために、どうしようもないところにつけ込んでいきます。

最近では、「このままでは、どんなに働いてもどうしようもない。いっそ、戦争が起こってしまったほうがいい。その方が自分がい上がるきっかけがあるかもしれない」といったことを、本気で考えざるを得ない若者たちが出てきていると聞いています。

地方の財政難につけ込み、基地を押しつけるような米軍再編は、断じて許せません。

## (6) 自民党新憲法草案と米軍再編

このような中で、自民党の「新憲法草案」が問題になります。これは、2005年の秋に発表されました。今、憲法改正の動きは、表面的には一段落しているようですが、水面下ではさまざまな動きがあり、2010年5月には憲法改正案が出てくる可能性が十分にあります。

### ① 9条2項の削除

改憲案で自民党は「9条2項」を削除します。戦力を持たない条項、交戦権を否定する条項を削除し、「自衛軍」という軍隊を持つとします。その軍隊は、国際協力の名のもとに、憲法では何の歯止めもなく、自由に海外に派遣できることになっています。

### ② 95条の削除

それだけではありません。地方自治の部分にもかなり手を入れます。多くの人はあまり着目しませんが、「95条」の条文を削除するのが、自民党の「新憲法草案」の1つのポイントです。95条は、下記のような条文です。

### 憲法95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

確かに、実際には、例えば沖縄の人たちに一方的に負担を強いるような軍用地収用の特別措置法でも、形式的にはあたかも日本国全体に適用されるかたちを取るのです。この「95条違反」という主張は、裁判所では通りにくいです。

しかし、95条の実質的意義は、「その地域の市民の同意なくして、特定の地域に、国が多数の意思で負担を課してはならない」という理念の象徴である点にあります。

それをあっさり削除というのが、自民党「新憲法草案」の1つのポイントです。これを考えると、地方や地方自治に対して、新憲法草案がどのように考えているのか、そして、私たちがどう考えていかなければいけないかがよくわかります。

## 3 主権を回復するために一憲法と地方自治—

### (1) 地方自治の本旨

憲法は、国家権力を制限して、国民の人権、自由を守るための法です。「多数意思から少数者を守るのが憲法の本質」です。国家権力、多数派に歯止めをかけて、1人1人の国民、少数派の自由や人権、権利を守っていく。そして、「国」という多数派から、「地域の自治体」という少数派を守るために、憲法は独立の章を儲けて、明確に地方自治を保障しました。9条と並んで戦前の憲法との大きな違いです。憲法92条を見てみましょう。

### 憲法92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

「[法律が、地方自治の本旨を侵害してはならない]ことを憲法で明確にし、地域の皆さんたち、少数派の皆さんたちを大切にして、人間としての権利を侵害しないようにしよう」ということです。

では、「地方自治の本旨」とは何でしょうか。これは「住民自治」「団体自治」という言葉で表されます。

## ① 住民自治

「住民自治」は、「中央の議会制を補う民主主義」的な意味合いです。

「民主主義の小学校」という言葉があります。「地域で住民投票をしたり、地域で直接首長を選んだりして、自分たちの意思で政治を変えていくことができる。そういうことを、まずは地方自治のレベルで学んでいこう」ということです。

中央の間接民主制に対して、地方は「直接民主制的な、さまざまな制度を行使して、自分たちが主権者であることを学び実践していく場である」ということです。

## ② 団体自治

「団体自治」は、「地方が『中央と対等の独立・自立した組織体』として、地域住民の安全と自由を守るため、『中央に歯止めをかけ、暴走を抑制』する」ということです。

## (2) 国政と地方自治の役割分担

### ① 適切な役割分担

では、国政と地方自治は、どういう役割分担になっているのでしょうか。

地方自治法1条の2第2項を見てみましょう。

#### 地方自治法第1条の2第2項

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、

地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

条文を読めばわかるとおり、「これは国の仕事、これは地方の仕事」と、あらかじめ決まっているわけではないのです。

よく、「国防や外交は国の仕事だ、地方は口を出すな」と言われますが、それは法律で決まっていることではありません。法律で定められているのは、「地方公共団体との間で適切に役割を分担する」ことなのです。

では、「適切な役割分担」とはどういうことなのかを、次に考えてみましょう。

### ② 中央の間接民主制と地方の直接民主制

中央は議院内閣制です。全国民の意見を1つにまとめ上げていかなければならず、どうしても国民の意見は、間接的にしか反映されません。しかし、地方自治は、首長制、大統領制です。直接首長を選ぶことができ、また、さまざまな直接民主制的制度を置いています。住民の意思をくみ上げ、民意を反映させていきます。

中央の間接民主制と、地方の直接民主制を重視した政治は、まさに「役割分担」です。

これこそが民主主義として重要です。中央と地方が同じである必要はありません。中央と地方では役割が違うからこそ、地方自治の存在意義があります。

### ③ 住民に身近な行政と地方自治

外国と直接的な交渉をしたり、条約を締結するのは国の仕事です。しかし、その外交に対して影響を与える、国の外交政策に対して主権者としてのものを言い、それをコントロールすることは、地方自治でも十分にすべきことです。



(写真④)

自分たちの地域に基地が存在し、そこでどう  
いう生活を強いられるのか、これほど住民に身  
近な問題はありません。地方自治体は、自らの  
意思で、「これは地方の仕事です」と堂々と主張  
できます。これこそが、「中央と地方の役割分担」  
です。

「国防や外交は国の問題」と、話はそんなに単  
純ではないのです。住民に身近な行政について、  
直接的に地域の住民の声を反映し、国に対して  
対等の立場で主張し、必要に応じて歯止めをか  
けていく。これが地方自治の存在理由なのです。

#### ④ 無防備地域宣言と地方自治

最近では、いくつかの自治体の住民が、「ジュ  
ネーブ条約59条」を活用して、「自分たちの地域  
は、基地を持たない。軍事的には何も害はない」  
ということを明確にし「攻撃されない地域を  
作っていかう」と、「無防備地域宣言」「無防備  
地区宣言」を行うための条例制定を求める運動  
を行っています。地域に身近な行政について、  
住民の声を反映する活動は、地方自治の本旨に  
添うものといえるでしょう。

### (3) 個人の尊重と立憲主義の観点から

#### ① 市民の主体性と憲法の力

私たちは、外国に対して、国家の主権を主張  
すると同時に、1人1人の国民は、この国のあ  
り方についての最終的な意思決定権を持っている  
主権者です。そして、地方自治の問題は、私  
たちが自立した個人としての自由を選ぶのか、  
それとも「守ってあげる。その代わりに、黙っ  
て言うことに従いなさい」という、従属した「奴  
隷の幸せ」を選ぶのかという、私たち自身の生  
き方選択の問題です。

憲法は、1人1人の個人が最大限尊重されな  
ければならない個人の尊重を、根本の価値に置  
いています。私たち1人1人の主体的に生きる  
力が住民の力になり、地方自治の力になってい  
く。されにそれがアメリカに対する日本の国家  
としての主権の力になるのです。こうした憲法  
の仕組みをもう一度確認する必要があります。  
政府が米国に従属し、地方自治体が政府に従属  
し、そして住民は自治体の行政に従属する。そ  
れでは、何のために私たちに主権があり、憲法  
で人間として主体的に生きる権利が保障されて  
いるのかわかりません。憲法の原理、原則を確

認することこそ大切です。

#### ② 韓国の学生と主権者教育

数日前、私は塾生を韓国に連れていき、市民  
らが李明博大統領に対するアピールをしている  
姿を目の当たりにしました。最初は、女子高校  
生数人だけだったそうです。それがインター  
ネットで広がって、あっという間に多くの高校  
生たちが集まりました。今は、李明博大統領の  
新自由主義的な政策に反対をするために、毎夜、  
中学生、高校生、さらに大学生や一般市民が、  
2万人、3万人と集まってきました。

中高生らは、何と「大韓民国憲法1条の歌」  
を歌っています。「大韓民国は、民主主義国家で  
ある。すべての国家権力は、国民より生まれる」  
と歌いながら主張しています。暴力的な行為が  
あるかもしれないと、警察や国は心配したそう  
です。しかし、非常に平和裡に行われています。

その子どもたちは、「自分たちには、憲法1条  
がある。主権者だから、堂々と主張すればいい。  
表現の自由もある。何も暴力などを使う必要は  
ない。主権者なのだから、それを行使しないで  
どうする。そういうことを学んできました。」と  
言います。「主権者教育」、「市民教育」です。そ  
れが根本だと、私は思っています。

#### ③ 私たちの力=憲法の力

主権者教育、市民教育ができるのは、地方自  
治です。「民主主義の小学校」で自分たちの意思  
を表す、地方自治のレベルで主権者教育をして  
いくことが、時間はかかりますが、基地問題の  
根本を変えていく、重要なきっかけになります。

まさに市民の主体性、私たちの力が憲法の力  
にほかならないと、私は考えています。

#### 伊藤真（いとう まこと）氏（伊藤塾塾長、法学館 憲法研究所所長）

1958年、東京都生まれ。大学在学中に司法試験合  
格、司法試験等の受験指導に携わる。84年弁護士登  
録。95年「伊藤真の司法試験塾」（その後「伊藤塾」  
に改称）を開塾。「憲法の伝導師」として全国での公  
演活動や、月刊「世界」、「週刊金曜日」等に憲法解  
説記事を連載。著書に、伊藤真の入門シリーズ「憲  
法」ほか全6巻（日本評論社）、伊藤真試験対策講座  
シリーズ「憲法」ほか全14巻（弘文堂）、「憲法の力」  
（集英社新書）など。

## 第4部 住民の安全と地方自治のゆくえ—私たちは何をなすべきか

### 4 氏からの提言

#### 〈呉東正彦弁護士の提言〉

##### ～ものをいう市民が自治体と国を変える

私は、原子力空母の問題で10年間運動をやってきましたが、今、配備が目前になってしまっています。

ある意味では、大きな政治の動きの中で、2005年9月の選挙で自民党が大勝し、それを受けて、原子力空母の母港化が発表され、次の年の6月に蒲谷市長が容認に転じてしまう、という経過がありました。それに対して、市民が反対を貫くのを支えきれませんでした。やはり、市民の力が弱かったことの認識が、私たちの出発点になっています。

米軍基地再編の問題を考えていくうえで、自治体は非常に重要な役割を果たしています。その自治体に、もう一度味方になってもらうためには、われわれ市民の傘になってもらうためには、やはりもう1回、ものを言う市民が変わっていかねばならないという思いで、この間やってきました。

それが、2回の住民投票運動によって、大きく前進していることは確かです。私たちとしては、2回否決されていますが、確実に前進しているという自信が育っていることは確かです。これをもとに、もう一度自治体を変えて、その中からこの問題を変えていきたいと思えます。

それと同時に、重要なのは政府の役割ですが、国の政治を変えることも必要です。その中で、今の全くアメリカの言いなりの基地政策、そんな政策ではない選択肢を、きちんと私たちが打ち出していきつつ、この安保政策も変えさせていくことが可能です。それも含めて、皆さんとともに、今後も考えていきたいと思えます。

#### 〈井原勝介氏の提言〉

##### ●地方自治の本旨と基地問題

地方にいて行政に関わってきた立場からすると、平穏で平和な生活が守られることが市民にとって一番大切な権利であり、合理的な理由なく、きちんとした納得のいく説明なくして、そのような権利を一方向的に制限することはできないはずで

その観点から、二点述べます。

##### ●なし崩し的な安全保障政策

一つは、日米関係のいびつさです。どうしても従属的な関係にある中で、例えば、米軍再編とか、空母艦載機部隊を岩国に持ってくる必要性とか、移転させなくてはならない理由を、国（防衛省）は全く説明しません。おそらくできないのです。日本の安全保障をどうするのかという明確な基本的理念がないからだと思えます。アメリカとの従属的な関係の中で、憲法との関係も整理されないうまま、なし崩し的に安全保障の考え方が変わって来たり、自衛隊の位置づけも変わってきています。だから、違憲判決が出るような、なし崩し的なイラクへの派兵がなされるような事態になっているのです。

国に基本的な思想や政策がないので、地方に対する説明も全くできません。実際、岩国市長として、国（防衛省）と米軍再編について交渉しても、相手方に当事者能力がないことをつくづく感じました。アメリカとの関係が対等ではないので、国と約束しても担保がないのです。

例えば、国（防衛省）と話しあって、飛行コース、飛行時間を決めても、アメリカがそれを守ってくれる保証はまったくありません。住民説明会で、国（防衛省）の役人から、騒音に関する説明があった時も、住民の方が、「わかりました。米軍再編が実施されたら、このとおりに実施されるんですか」と聞くと、説明した役人が「いや、そんな担保はできません」と言います。

「来てみないとわかりません。来てみて騒音測定をして、ひどければ、必要な対策をします」と。「そんなことじゃあ、帰ってくれ」となってしまうわけです。

一事が万事そんな状態なので、はっきり言うと、アメリカと直接交渉したいと強く思いました。

アメリカは、国内に軍事基地を置くときには、きちんとした騒音の基準を持って、しかも民主主義の手続に則って、きちんと情報提供し、住民の理解を求めてやります。理解を得られなければ、そこに基地は造らないのです。

ところが、日本では、全然それができていません。アメリカから見れば、日本の政府のやり方については、「あんなことではうまくいかない」と「いろいろ

らしている」という話が伝わってくるくらいです。本当にアメリカと直接交渉したかったですね。

## ●住民を守る発想を持った政治の実現

もう一つは、政治に、住民の安全、安心を守るという発想がないのです。政治の根本的な変革を行っていく必要があります。

お金と自分たちの安全、安心は、取引をしたり天秤に掛けたりする問題ではないことは、だれでもわかります。しかし、現実の政治は、目先の利益を優先して、基地の負担を受け入れようとします。むしろ、逆に積極的に誘致しようとします。

なぜでしょうか。現実の地方の政治や国の政治もそうですが、一部の人のための政治で、その利益を図る道具になってしまっているのです。そういった利権を受け継ぐための世襲制で、現代版の貴族政治になっています。

そのために、市民が犠牲となり、基地の負担も増大していきます。大きく見れば、現代の政治は全部そうです。国も、財政が完全に破綻しているのに、道路財源とか、いろんな利権が絡む無駄には全然切り込めないで、そのしわ寄せを、ものを言わない国民に、増税や高齢者医療という形で押し付けています。

すべて、政治のやり方が間違っていると思います。本当に国民を考えた政治になっていないと思います。

先日、ある集会で、「自分は、何十年も選挙に絡んできて投票してきたけれども、政治は変わらない。日本の民度が低いから政治は二流だ、変わらない」と言った人がいましたが、それでは駄目なのだと思います。あきらめてはいけないと、私は思います。

日本では、明治維新とか終戦とか、自ら民主主義を勝ち取った歴史がまだありません。私は、まだ民主主義という意味では、日本は発展途上で、これから変わる、今変わりつつあるという実感があります。

地球の丸さは、私たちには見えません。その上にいるとわかりませんが、20年、30年たつと、今が政治の大きな変わり目だったとわかる時が必ず来ると思います。

特効薬はありませんが、あるべき政治の姿、市民を大切にす民主主義のあるべき姿を理解し、我々一人ひとりが努力すれば、必ず政治を変えることができます。

私たちは、子どもたちの未来のために、あきらめずに頑張らないといけません。

## 〈前田哲男氏の提言〉

### ～基地の危うさと政権交代

最近、基地の在り方について、興味深い本を読みました。ケント・カルダーという政治学者が書いた、『米軍再編の政治学 駐留米軍と海外基地のゆくえ』という本です。2001年まで駐日米大使の特別顧問を務めた人物で、いわば「米軍再編の下書きをした人」です。知日派として知られ、これまでの論文で「大平正芳賞」、「有沢広巳賞」、「97年度アジア・太平洋賞大賞」などを受けています。

新著の中で、彼は、「外国基地は、いわば砂上の楼閣であり、アメリカが不穏な状況で中東への関与を強めるにつれて、いよいよその様相を呈している」と書いています。

この本の内容は、在日米軍の分析なのですが、日本政府の「思いやり予算」をはじめ、いろんな問題を論じながら、結論は、「砂上の楼閣」としての基地の不安定さ、将来性について述べ、極めてクールに「危ういぞ」と見ているのです。その危うさを私たちは「反基地の脈絡」のなかで理解し、その見方を活用しなくてはならないという読後感をもちました。

この本の中では、もう一つ、政権交代が外国軍の撤退に結び付いたケースを、40の例を挙げながら分析しています。外国軍が撤退するきっかけが政権交代になったケースが、一番ポピュラーだし、例が多いというわけです。

逆に、外国軍の撤退と政権交代が結び付かなかった場合のことを、彼は「適応に成功」と書いていますが、外国軍がその国の政府とうまく協議して、政権交代はしたけれども、軍事基地が撤退しなかった例が、米軍基地については6例、ロシア軍基地については3例、合計9例ある、としています。40対9、つまり、政権交代が外国軍の撤退に結び付く可能性はかなり高いということなのです。

基地を直ちになくすという議論に結びつくかどうかはともかく、とりあえず学ぶべきことは、「政権を代えてみたらどうか」ということです。井原さんのお話にもあったようなことや、伊藤さんのお話にもあった、イラク派兵の違憲判決のこと、つまり、国が、アメリカ軍の基地のあり方について、ちゃんとした当事者性を持っておらず、イラク派兵への対応等から見ても、アメリカのその時々政権の言いなりになってしまうような現状というのは、国益を損なっていることは明らかなわけです。

したがって、日本においても、政権交代を実現するなどして、基地周辺の自治体やその住民の持っている思いを伝えていき、「地位協定改定」に取り組んでもらうべきだと思います。

冷戦終結後のドイツとアメリカが、NATOの地位協定を変えました。ドイツは、「ドイツ国内法優位」という基本原則を立てることに成功しました。金大中政権下の韓国政府も、やはり米韓地位協定の改定交渉を正式のテーブルに乗せました。

「運用改善」という言葉でごまかしているのは、日本だけです。政権が変わらない状況だから、官僚たちもそのような曖昧なやり方を踏襲し続けるわけです。政権が代われれば、官僚は代わらざるを得ませんので、その枠組みを作って、地位協定の問題、基地行政の問題を、もう一度別のところからやるとも現実的に試みられることです。

そのような政策が実現されるかどうかは、まさに、私たち主権者の自覚にかかっていると思うのです。

## 〈伊藤真氏の提言〉

### ●憲法による平和実現の方法

私たちの憲法は、平和の実現のために、2つのルートを用意しています。

第1のルートは、「私たち主権者の政治的な多数の意思によって、政府に歯止めを掛け、平和を実現していくこと」です。

憲法の前文冒頭には「基本的人権の尊重」「戦争放棄」「国民主権」、いわゆる「憲法の三大原理」が掲げられていますが、主権者がその自覚に基づいて、選挙権などの権利を行使して、平和を実現し、実のあるものにして行くという民主主義のルートです。

しかし、残念ながら、国民の多数の意思は、時に情報操作に惑わされたり、ムードや雰囲気流されたりすることが少なくありません。為政者は、都合

の悪いことが起きると、国民の目をそらそうとして、そのような手段を講じることもしばしばあるからです。また、国民が、自身の日々の生活に追われ、目先の利益に目を奪われて、正しい、大局的判断ができないこともあります。

このような事態に備え、憲法前文の第2段落の最後には、「平和的生存権」という人権が規定されています。人権は、その時々多数意思によっても奪ってはならない価値で、最後の1人になっても主張し続けることができるものです。1人1人が平和の中で生きる権利を、憲法は人権として明確に規定しているのです。平和を国家の政策のみならず、人権として規定した国は他にありません。私たちは一人ひとりがこの平和的生存権という人権を主張して、裁判所を通じて、政府の戦争準備行為などを止めることができるのです。

このように、日本国憲法には、「民主主義」のルートによる平和の実現と、「平和的生存権」という人権を主張していくルートによる平和の実現が対になって規定されています。両者の相互補完で平和を実現しようという構造です。それを、名古屋高裁のイラク派兵違憲判決は確認してくれました。「私たち1人1人には、平和の中に生きる具体的な権利があり、政府が戦争の準備行為を始めようとしたときには、裁判でこの権利を主張し、それを抑えることができる」ということを、今一度確認し、この権利を自覚的に行使すべきなのです。

### ●主体的な市民となることの大切さ

軍隊は、私たちの市民生活とは全く異質の存在です。私たち市民は、1人1人の命を尊重し、主体性や個人を大切だと考えます。軍隊は、1人でも多くの命を奪うことを目的にし、服従、組織が大切だと考えます。戦前は、その異質の軍隊を、うまくコントロールすることができませんでした。そのため、これを市民社会と共存させることはもうしない、無くそうとしたのが憲法の前文であり、「憲法9条」なのです。それは、日本の軍隊であろうと、外国の軍隊であろうと同じです。

そして、こうしたことをわれわれ1人1人が人権として主張することを、憲法は保障しています。人権は、誰かに与えられるものではなく、私たち1人1人が声を上げ、主張しなければ意味を持ちません。選挙権も、主権者としての権利も、私たち1人1人が声を上げて初めて意味を持つことを、つまり主体的な市民になることが大切であることを、今一度憲法の条文を見て、考えるべき時だと思います。



現在の危機的状況はある意味チャンスだと私は思います。例えば、先に報告のあった横須賀でも住民投票が実現できないとか、いろんなことがあるかもしれません。しかし、それをきっかけに、私たちは

学ぶことができます。もっと輪を広げることができるはず。憲法の理念を私たちの生活の中で形にし、未来に残して行くために、私自身も、今を生きる者としての責任を果たしたいと思います。

## まとめ

## 福田 護

パネラーの皆さま、ありがとうございました。

本日のシンポジウムは、弁護士の団体が主催しました。私たち弁護士は、憲法で保障された国民・市民の人権の擁護を職業上の使命としています。人権擁護のためには、国などの公権力に対峙することが必要不可欠です。本日報告された訴訟事件も、まさにその実践例のひとつです。

そのような人権擁護活動を弁護士が行うためには、制度的保障が必要です。すなわち、弁護士の活動の監督・懲戒等を国から干渉されないで、自分たちで組織した弁護士会が行うという弁護士自治が、制度的な保障として用意されています。それがあってはじめて、権力に対して人権を主張し、守ることができるのです。

本日のメインテーマである地方自治にも、同じところがあります。

地方自治も、住民自治により、国から独立した独自の意思と目的をもつ活動を行うために、国に対する自立と対抗の原理を必要とします。地方自治の目的は、一番身近な住民の生活・安全・健康を守ること、これを地方自治法は「住民の福祉の増進」をいっていますが、そのために必要な場合には、国その他の権力に対抗してでも住民を擁護するという使命が、地方自治の本旨に含まれることとなります。

岩国基地への艦載機移転反対を貫いた元岩国市長の井原さんからは、地方自治は国の間接民主主義に対する直接民主主義、実質的な民主主義の実践であることが強調され、伊藤さんからも、地方自治は民主主義の小学校であり、主権者を守り育てるものだ

とのお話がされました。また、お二人から異口同音に、基地問題も国だけの仕事・行政分野ではなく、住民の生活擁護の立場から、地方自治による役割とコントロールがなされるべきことが指摘されました。

呉東さんからは、横須賀市において原子力空母受入れに方針転換してしまった市長に対して、住民の意思を直接問うための住民投票条例制定運動や港湾浚渫を認めた市長の権限行使に対する訴訟の報告がなされましたが、前田さんから全体像を提示していただいた米軍再編に関して、沖縄をはじめとする全国各地に、同様の軋轢と地方自治の問題が生じているのです。

しかし、「外交・防衛は、国の専売特許ではない。地方自治には住民の安全・健康・福祉を守るための役割があり、基地問題についても、そのためのコントロールを地方からすることができるのだ」ということを、本日のシンポジウムにおける共通認識として、確認することができると思います。

これは、いま現に、私たちが直面している、重大な課題です。地方自治が岐路に立たされています。本日の参加者の皆さまが、民主主義社会の市民として、日本国憲法の人権の主体、平和的生存権の主体として、そして地方自治の担い手として、このシンポジウムからなにがしかの手がかりを得ていただけたら幸いです。私たち弁護士及び弁護士会も、その職責と弁護士自治に立脚して、本日提起された諸問題に、今後さらに積極的に取り組んでまいります。ありがとうございました。



## 2008年人権擁護委員会の活動

横浜弁護士会人権擁護委員会 委員長 佐藤昌樹



### 1 人権擁護委員会とは

「基本的人権の擁護と社会正義の実現」。弁護士法1条に掲げられたこの弁護士の使命が、弁護士が社会から信頼される存在となっている淵源であることは間違いありません。個々の弁護士が日々の事件を扱う中でもこうした使命を果たすことはできますが、弁護士会としても、基本的人権の擁護のための様々な委員会が様々な活動を行っています。刑事被疑者・被告人の権利を守る刑事弁護センターもそうですし、消費者の権利を守る委員会、子どもの権利や高齢者・障害者の権利を守る委員会など、それぞれの分野で活発な活動が展開されています。

そうした弁護士会の人権擁護活動の中で、最も広く、基礎的な部分を担うのが人権擁護委員会ということになるでしょう。具体的な活動としては2種類、一つは人権侵害を受けたという市民からの申立を受けて具体的に調査を行い、必要があれば人権侵害を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。もう一つは、様々な人権課題について調査・研究をし、講演会や学習会の企画、意見の表明などを行う活動があります。

### 2 増加する人権救済申立事件と刑務所への勧告

弁護士会には、毎年多数の人権救済の申立が寄せられています。特にここ数年の申立件数の増加は顕著で、2006年度は45件、2007年度は54件、2008年度も10月までで既に39件と、毎年増加しています。特に今年度の件数増の大きな要因は、横浜刑務所に対する人権救済申立の件数が増えているということです。同じ申立人から様々な問題について複数回の申立がなされていることもあります。相手方を横浜刑務所・拘置支所とする申立は、2007年度で30件、2008年度では33件にも及んでいます。

人権救済申立を受け付けると、その必要があると

判断した場合には原則3名の委員で構成される事件委員会を組織し、調査を行います。そして調査の結果、人権侵害が認められ、弁護士会として措置すべき事案については、弁護士会常議員会の承認を経て、勧告・要望等の意見を相手方に表明します。2008年1月以降では、次の3件の勧告を発しました。

#### ① 横浜刑務所、松江刑務所、府中刑務所に対する勧告（2008年5月9日付け）

横浜刑務所在監中の申立人が、府中刑務所にいる知人へ感銘を受けた哲学書や日弁連発行の雑誌「自由と正義」等を送ろうとしたところ、府中刑務所ではその受け取りを拒否しました。同じように、松江刑務所にいる知人へ日弁連発行の受刑者向け冊子を送ろうとしたところ、やはり松江刑務所で受け取り拒否されました。また、この松江刑務所にいる知人へ年賀状を送ろうとしたところ、今度は横浜刑務所でその発信を不許可とされました。

法律上では、刑務所は、その規律及び秩序を害し、あるいは受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生じさせる物品の差入や信書の発受を拒むことができるとされています。しかし、刑務所にいる受刑者が外部の者との間で信書を発受し、今回のように書籍などを送ることは、表現の自由として保護されるべきものであり、また、そうした外部交通は受刑者の更生のためにも重要であるという認識が一般的になっており、恣意的な禁止措置が許されるものではありません。今回申立人が送ろうとした書籍や年賀状も、刑務所の規律や秩序を害したり、受刑者の矯正処遇にマイナスとなるものではありません。

そこで、今後は、受刑者の性向・行状、刑事施設内の管理・保安の状況、当該差入物の内容その他具体的事情のもとで、刑事施設内の規律や秩序の維持、受刑者の更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる蓋然性

があると認められる場合に限って、そうした禁止措置を行うべきである旨勧告しました。

## ② 横浜刑務所に対する勧告（2008年8月28日付け）2件

これは2件とも、横浜刑務所での医療に関する人権救済申立です。

一つの事案は、受刑中の申立人が頭痛薬を求めたときのことで、この申立人は社会で服用していた薬を求めましたが、刑務所では別の薬が処方されました。しかしこの薬により、申立人は全身が腫れ上がり爪が全てはがれるという重篤な薬疹を発症しました。実はこの申立人は以前同じような薬疹を経験していたのですが、今回の薬を処方される際には過去の薬疹歴などを聞かれませんでした。また、この申立人が薬疹を発症したのが金曜日で、土曜日に苦しみを訴えたのですが、刑務所側は月曜日まで対応をしてくれないということもありました。

もう一つの事案では、申立人の足の指に増殖性の疣があり、社会でも別の刑務所でも液体窒素による治療を受けていましたが、横浜刑務所ではなかなか液体窒素による治療がなされませんでした。やっとなされても2回だけで、その後申立人は爪切りを使って自分で増大する疣を切り取っているという状態でした。また、この申立人はC型肝炎に感染している人と注射の打ち回しをしていたことがあり、とてもだるいので、C型肝炎感染を疑って血液検査を申し出たのですが、刑務所側はなかなか検査を認めてくれず、検査は申立人の要請から3か月後によくなされました（結果は陽性でした）。

刑務所受刑者であっても、適正な治療を受ける権利があることは当然です。刑事被収容者処遇法でも「社会一般の保険衛生及び医療の水準に照らし適切な保険衛生上、医療上の措置を講ずるものとする」と明記してあります。今回の上記2つの事案は、いずれも不適切な診察・治療であったと言わざるを得ず、今後は適正な医療を行える体制を整備するよう勧

告しました。

## 3 その時々の問題を～市民向け講演会

当委員会では今まさに問題になっている人権課題について、市民・県民の方々とともに考えていける場所を提供すべく、講演会を企画してきました。

2007年後半から現在まででは、大きな講演会は2つです。

一つは、昨年11月10日の弁護士フェスタでの企画。ここでは、昨年頃からようやく顕在化してきた、格差・貧困問題を取り上げました。題して「融解する生存権」。講師は、東洋経済新報社の記者風間直樹氏と司法書士の古根村博和氏のお二人。風間氏は、著書「雇用融解」で早い段階から非正規労働者の労働実態の悲惨さや正社員の労働環境の劣化を取材し伝えてきた方ですが、今回の講演でも、ワーキングプアと呼ばれる現実の若者達の生活を具体的にお話しいただき、特にこの問題が1999年の派遣法改正に始まるなど、法制度そのもの問題にあることを指摘されました。古根村氏は、生活保護の申請の援助を行ってきた経験をもとに、行政の問題を訴えておられました。いずれも、法律家としての関与が不足している分野であり、弁護士・弁護士会として受け止めるべき課題を示されたように思われました。

もう一つの企画は、今回の特集となっています、今年の6月28日のシンポジウムです。

## 4 その他の活動

### (1) 110番活動

弁護士会では、特別な課題について広く市民から電話で無料相談を受ける「110番活動」を行うこ



# 人権かながわ

とがあります。今年度も、2008年6月21日に「非正規雇用・生活保護ホットライン」と同年6月23日に「女性の権利110番」を行いました。いずれも日本弁護士連合会からの要請に基づくもので、全国の弁護士会がほぼ同じ時期に開催しています。

## (2) 難民支援実務研修会開催

実は横浜弁護士会には、難民問題を扱える弁護士はあまりいませんでした。しかし神奈川県にも支援を求める難民の方はおり、弁護士会への期待もありました。そこでNPO法人難民支援協会との共催という形で、難民支援のための連続講座を行いました。1回目は、神奈川大学法科大学院の阿部浩己教授を招き、難民問題の基礎について、2回目には東京弁護士会の市川正司弁護士と鈴木

雅子弁護士から、具体的な難民認定の手続について講義いただきました。

## (3) 弁護士向け学習会の開催

毎年様々な法律が制定・改正され、その運用も日々変化しています。弁護士として、市民に適切な法的サービスを提供するためには、そうした変化に対応していかなければなりません。弁護士個人ではなかなか対応できないのも実情です。そこで、人権に関わる法律については、専門に研究している部会から弁護士向けの情報提供をしています。今年も、学習会「外国人法律相談 入門編」を開催したり、2006年4月に始まり運用実績もあがるようになった労働審判手続のマニュアル作成をしたりしています。



(写真⑤)

## 編集後記

神奈川といっても面積は広く、同じ県内であっても、基地に隣接していない所で生活をしていると、私を含め、基地問題を身近な問題として捉える機会はなかなか少ないというのが実情ではないでしょうか。しかし、今回のシンポで、パネラーの方々の真摯な報告・講演に接し、県民として安心した生活を送る上で、基地の存在それ自体が「今そこにある危機」になっているとの思いを強くしました。

当日の基地シンポに参加されなかった方々にも、身近にある基地問題について、改めて見つめ直す契

機となり得たのなら、この人権かながわ発行の役割は十分達成されたのではないかと考えています。

また、編集に携わったスタッフの皆様、編集作業どうもお疲れ様でした。最後に、経済問題を始め何かと暗い話題が多い昨今ですが、皆様にとり来年が良い年になることを願っております。

(編集スタッフ代表)

写真提供

表紙・②・④リム・ピース

①蒲谷俊郎氏、③金子豊貴男氏、⑤鈴木千尋氏

編集スタッフ：井上浩、折本和司、櫻井みぎわ、志田一馨、関守麻紀子、高橋瑞穂、福田護、船津大介、渡辺玲子